

## 鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和3年6月16日（水曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後4時11分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	<p><b>【総務部】</b></p> <p>総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子          総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼財政改革課長 河口 正博          行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫          職員課課長補佐 藤田 浩一 次長兼検査契約課長 下田 俊介          検査契約課課長補佐 河上 昌輝 次長兼財産経営課長 一村 泰志          財産経営課課長補佐 中村 和範</p> <p><b>【総務部 税務・債権管理局】</b></p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克          固定資産税課長 中島 辰哉 固定資産税課長補佐 山本 泰史          市民税課長補佐 谷本 泰志</p> <p><b>【総務部 人権政策局】</b></p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 武田 敏男 人権推進課課長補佐 太田奈津美          男女共同参画課長 池上 朱美 男女共同参画課長補佐 蜂谷 知哉          中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p><b>【危機管理部】</b></p> <p>危機管理部長 乾 秀樹 危機管理課長 植田 孝二          危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p> <p><b>【企画推進部】</b></p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫          次長兼政策企画課長 渡邊 大輔 政策企画課課長補佐 平田 政志          政策企画課地方創性・デジタル化推進室長 上田 貴洋 秘書課長 山根康子郎</p>		

	秘書課課長補佐 中川 直人 秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課長 福山 博俊 文化交流課課長補佐 小清水晃子 国際交流プラザ所長 大田 斉之 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史 情報政策課課長補佐 田渕 聡 【市民生活部】 市民生活部長 鹿田 哲生 次長兼地域振興課長 漆原 利明 地域振興課課長補佐 山名 常裕 協働推進課長 谷口 恭子 協働推進課参事 北村 貴子 協働推進課課長補佐 宮谷 卓志 市民総合相談課長 大島 義典 市民総合相談課課長補佐 金谷 幸一 市民課長 西垣 隆司 市民課課長補佐 中島 泉 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 国森加津恵 生活環境課課長補佐 坂本 清美 【総合支所】 国府町総合支所長 湯谷 一也 国府町総合支所副支所長 前田 明博 福部町総合支所副支所長 角野 浩重 河原町総合支所長 九鬼 栄一 河原町総合支所副支所長 森田 誠一 用瀬町総合支所副支所長 岡本 秀一 気高町総合支所副支所長 久野 明男 鹿野町総合支所長 岡本 幸子 鹿野町総合支所副支所長 岡田 実 【選挙管理委員会事務局】 事務局 局長 鈴木 敏 事務局次長 小嶋 宏 【出納室】 会計管理者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也
傍 聴 者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

( ) おはようございます。

◆吉野恭介委員長 そろわれたようなので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案説明、請願審査、報告、その後、企画推進部の議案説明、報告、続いて、市民生活部の議案説明、報告、最後に、選挙管理委員会事務局、出納室の報告という流れとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、浅井部長に御挨拶をいただいた後、4月の人事異動で異動された執行部の方に自己紹介をお願いしたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。本日はよろしくお願いたします。

冒頭に、4月の臨時議会以降、保健所の改編、若干変更がございますので御紹介申し上げますと、4月、5月の感染者陽性判明の拡大に伴いまして、保健所の、保健師が疫学調査等で併用しておりましたので、本市には、市立病院を含めまして64名の保健師がおりますので、保健医療課以外の保健師46名に、5月の28日付で兼務をかけさせていただきまして、疫学調査等に当たれるような体制を組んだところでございます。5月の31日に、229例目、東部管内229例目が発生して以降は、6月に入りまして昨日まで陽性の判明はないというような状況で、落ち着いてはきておりますけれど、一応、保健師のほうのバックアップ体制というのも整えておるところであります。

それと、11日の全員協議会のほうで、ワクチンの今後の予定等を御説明させていただきましたけれども、いよいよ、来週25日には、60歳～64歳の方を対象にして接種券のほうを発送させていただきますし、7月の1日には、59歳以下の方、12歳以上の方、全ての方を対象に、接種券を発送させていただくということで、今後ワクチン接種のほうは、いよいよ高齢者の方のみならず拡大していくということとなります。ワクチンの担当のほうも、1月の20日以降、専任の職員を配置してまいりましたけれども、この6月1日で、ワクチン接種担当の特命参事を配属したところでありまして、現在専任が9名と兼務の職員が2名、広報と、それから東部医師会との関係等の兼務職員2名、この体制でやっておりますけれども、今後また、本格的なワクチン接種への対応も必要になろうかと考えておりますので、現在、ここの拡充につきましても、何回も検討させていただいているというような状況であります。また、決定いたしましたら、公表のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

本日の委員会では、総務部・危機管理部のほうでは、議案の、補正予算を含めます議案を説明させていただくこととしております。

その後、2点ほど、まず行財政改革課のほうから、地方会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について、これは、平成28年度の決算から、国の統一基準によります複式簿記を導入した財務状況の資料を作成しておりますので、例年6月議会で報告させていただいておる関係の説明させていただきますとともに、危機管理課のほうは、昨年12月の補正予算、コロナ関係の補正予算で、鳥取市の業務継続計画の策定についての予算を頂いております。この現在の状況について御報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

では、4月の臨時議会で自己紹介していません職員を自己紹介させていただいた後に、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。この4月の人事異動により、危機管理課長を拝命しました植田孝二と申します。どうぞよろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 順次お願いたします。

○蜂谷知哉男女共同参画課課長補佐 はい。この4月から、男女共同参画課課長補佐に異動しました蜂谷といいます。よろしくお願いたします。

○浅井俊彦総務部長 以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速議案の説明に入ります。議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課の河口でございます。どうぞよろしくお願をいたします。それでは、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）でございますが、こちらの所管に属する部分の御説明を申し上げます。説明に当たりましては、右肩のほうに資料1と打っております、本日お配りをしております令和3年6月定例会総務企画委員会説明資料、こちらに沿って御説明をさせていただきたいというふうに思っております。それから、既にお配りをしております6月11日提出の一般会計・特別会計補正予算書、それから、6月補正予算の事業別概要、こちらの2つを適時見ていただきながら、御説明をさせていただくこととなります。

それでは、資料1、右肩のほうに、はぐっていただきまして、1ページでございます。こちらの歳入を説明しているところでございます。今回の歳出のほうの説明の中で、特財があるものにつきましては省略させていただきたいというふうに思っております。

それでは、一番上の款15国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金でございます。こちら、予算書でいきますと、17ページでございますので、そちらのほうをおはぐりください。補正額が1億9,240万4,000円ということでございまして、補正後の額が3億9,568万円ということでございます。一番右のほうの内容のところを書いてありますが、まず1つ目が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。各省庁分でございます。こちら、昨年度から、新型コロナウイルス感染症、いろいろ交付金を充当しながら、しっかりとコロナ対策させていただいております。このたびの6月定例議会の補正予算においても、この各省庁分の補助をいただきながら事業を遂行するというようにしております。

1つが、事業別概要のほうの21ページの上にありますけども、超高速情報化整備でございまして、こちら、これから後段の企画推進部のほうで御説明いただきますが、こちらの1億4,909万4,000円、こちらが、超高速の補助金の裏に充てることのできる各省庁からの新型コロナウイルス感染症の分ということでございます。もう一つが、事業別概要の29ページでございますが、こちらは文教経済のほうの管轄にはなるとは思いますけども、ワークプレイス拠点整備事業、こちらは、砂丘のほうにワークプレイスのほうの拠点をつくるということでございます。こちらに2,040万を充当するというところでございますので、両方合わせまして、1億6,949万4,000円を歳入として計上するものということでございます。

その下段でございますけれども、こちらは、本市単独として頂いている国の3次補正の分が、今回の6月補正で上げている7つの事業に充当するというところでございます。今のを事業別概要でいきますと、目次のところを見ていただきますと、一番下から2番目の情報政策課の地域情報化推進費、こちらのほうの右側のほうに括弧書きで、地方創生臨時交付金と充てているもの、それから、はぐっていただきまして、福祉部のほうにあります、砂丘ふれあい会館管理費、その下の湯谷荘管理費、こちら、指定管理に係るものでして、このたびのコロナの関係で充当するものでございます。その次のページのコロナウイルス感染症の一番下でございます、修学旅行等支援事業費。それから、はぐっていただきまして、学校教育課のGIGAスクール、それから、成人式の開催費、それから、さじコスモスの指定管理料、この7つの事業に、本市が頂いております単独の国の3次補正分を計上するというものでございまして、額としましては、2,291万円ということでございます。

続きまして、その下、一番下でございますけれども、款19繰入金、項繰入金の繰入金でございます。予算書のほうとしましては、21ページでございます。補正額としましては、1,602万1,000円でございます。補正後額が3億1,667万8,000円ということでございます。こちらは、公共施設等整備基金を繰り入れまして、2つの事業を、このたびの6月補正で計上させていただくものでございます。1点目が、河原ゲートボール場の工損調査、これは、既に撤去をこの春行っておりますが、この調査に301万4,000円。それから、ゲートボール場、すみません、スケートボード場でございますが、スケートボード場を整備する費用としまして、1,300万7,000円ということございまして、この2つにつきまして、公共施設等整備基金から繰り入れて計上させていただきたいというふうに思っております。

それから、はぐっていただきまして、繰越金のところでございます。款、項繰越金、目前年度繰越金でございます。補正額が1億6,985万4,000円、補正後額が5億6,985万4,000円ということでございます。現在、決算の状況を精査しておりまして、9月議会のほうには上程をさせていただきたいと考えておりますが、今年度の剰余金は約20億円程度出てくるということでございますので、今回、6月補正で必要となります一般財源、1億6,985万4,000円を計上させていただきたいというふうに考えております。以上が歳入の説明でございます。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。それでは、資料1の4ページを御覧ください。はい。予算書は27ページ、事業別概要15ページ上段、款総務費、項総務管理費、目諸費、総合防災対策費の総合防災対策事業費でございます。補正額は、256万6,000円、補正後額1,876万7,000円、補正予算の財源は、全て一般財源でございます。これは、改正災害対策基本法が、先月5月20日に施行されたことに対応するため、令和2年3月に発行した総合防災マップ、総合防災マップは、こちらのマップでございます。この内容を更新するものです。今回の法改正の主な内容の1つに、避難情報の変更があります。これは、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するなど、災害時に市町村が発令する避難情報が、より正しく住民に伝わるよう変更されたものです。この改正によりまして、総合防災マップの内容を更新する

必要が生じました。具体的には、58ページの避難に関する記事が法改正前の内容であるため、これを新しい避難情報の内容に更新するものであります。ページの具体的な修正内容は、今後、補正予算後に詰めていくこととなりますが、つけておりますが、資料1の1の、横長の資料をおつけしております、配付させていただいておるかと思いますが、このようなイメージで更新をしていきたいと考えております。この資料でいいますと、左側が、現行の58ページの内容でございます。これを右側の新しい法改正後のイメージのものに修正していきたいと考えております。更新は、2通りの方法で行うこととしており、1つ目は、防災マップ全体を法改正後の内容に更新して、新たに1万部作成するもの。2つ目は、配布済み及び在庫の防災マップに挟み込んだり、貼り付けたりして、58ページを差し替えるための1枚物の印刷を3,000部作成するもの。この2通りの方法によりまして、防災マップの更新を行うこととしております。

続きまして、予算書は27ページ、事業別概要は15ページ下段、同じく諸費の総合防災対策費の自主防災活動補助金でございます。補正額は200万円、補正後額は2,475万円、補正予算の財源は全て諸収入、これは、コミュニティ事業助成金でございます。これは、一般財団法人の自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行う、安全な地域づくりのコミュニティ助成事業に、本年度、湖山地区自主防災会の事業が採択されたために、補正予算をお願いするものであります。本事業、本補助金を活用しまして、湖山地区の自主防災会が、防災倉庫の新設のほか、折り畳み式リヤカー、防災用ポータブルトイレ、発電機等の防災資機材を整備する予定としております。

続きまして、予算書は27ページ、事業別概要は16ページ上段、同じく諸費の総合防災対策費の防災行政無線維持管理費でございます。これは、補正額173万8,000円、補正後額が5,464万1,000円、補正予算の財源は、国庫補助金が57万9,000円、一般財源が115万9,000円です。これは、災害時における消防団の効果的な救助活動を図ることを目的とする国庫補助金、消防団設備整備費補助金でございますが、これの交付決定がされたために、これを活用し、トランシーバーを消防団の全分団に配備しようとするものであります。配備するトランシーバーは、消防ポンプ車に設置して、消防ポンプ車の機関員が運用する予定としております。令和3年度に、各分団に3台ずつ配備したトランシーバーと合わせると、今回の配備により、各分団に4台ずつのトランシーバーが配備されることになり、より効果的な消防団活動を行うことができると期待するものであります。

続きまして。失礼しました。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。続きまして、4ページ、一番下段になりますが、固定資産評価審査委員会費です。こちらにつきましては、固定資産評価審査委員会に、昨年度の土地の評価について異議申立てがありました。内容は、砂の採取をすることによって、農地の評価から雑種地評価したことによる評価額の上昇について、原野で評価すべきという内容の申立てを受けました。昨年、その原野評価をすべきという内容を審査した結果、雑種地の評価は適切であったという決定、ただし、宅地比準をしていたんですけども、この比準割合

が適切ではないという一部修正をかけた決定を、昨年10月5日に、固定資産評価審査委員会から申立人に対して行いました。その固定資産評価審査委員会の決定に対して異議があるということで、このたび、今年4月5日に、固定資産評価審査委員会の決定取消しの訴訟を、原告の方が起こされましたので、それに対応、応訴するための弁護士費用を132万円、計上させていただくことにしています。内訳は、132万円のうち、44万円が着手金。着手金は、裁判の結果が勝っても負けても、こちらは払いっ放しという形の報酬になります。残り88万円が報酬金です。こちらについては、原告の訴えが却下、または棄却になった場合は、88万円全額お支払いするんですけども、和解であったりとか全面敗訴になった場合は、甲乙協議の上で、金額を決定します。88万円は、年度内に結審するものという見込みで計上させていただいておりますけども、裁判が長引いた場合は、不執行という形になって、来年度、また新たに予算を計上させていただくという形になります。それから、地方裁判所からの通知が4月の20日にありまして、5月の14日までに答弁書を作成して裁判所に提出する必要があったことから、弁護士さんとの契約は、4月の27日に、もう既に流用で対応させていただいております。以上です。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。それでは、資料5ページを御覧ください。予算書は37ページ、事業別概要16ページ下段、款消防費、項消防費、目非常備消防費、車両機材費の車両・器材等整備事業費です。こちらは、補正額は126万5,000円、補正後額1,198万6,000円、補正予算の財源は、諸収入、コミュニティ事業助成金が100万円、一般財源26万5,000円です。これは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に、消防団活動備品の整備が採択されたため、これを活用し、消防団に訓練用AEDを10セット配備しようとするものです。訓練用AEDは、電流等には流れませんが、実際に事業所等に配備されておりますAEDと同じ動作をするもの1台と、これと一緒に、心肺蘇生を行うマネキン1体、これをセットで使います。消防団では、毎年住民に応急手当て講習の指導が行えるようにするための応急手当て普及員ですとか指導員の資格、これを取得するために、鳥取県消防学校に消防団員さんを派遣しております。この資格を取得した消防団員を中心に、地域の住民であるとか、あるいは学校・事業所等で開催される応急手当て講習会に指導者として参加しています。この講習会で、心肺蘇生法の講習を行う際に使用する訓練用AEDを、消防団では従来3セット保有しておりましたが、10セット追加配備して、より効果的に応急手当て講習を実施しようとするものです。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

議案第83号鳥取市税条例等の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第83号鳥取市税条例等の一部改正についての御説明をお願いいたします。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。それでは、お手元の資料、右肩の単語、資料2の2ページをお開きください。鳥取市税条例等の一部改正についてです。このたびの鳥取市税条例等の一部改正につきましては、市税条例の改正を1条改正、それから、今年の3月31日に専決処分をした市税条例等の一部を改正する条例の改正を2条の改正で行っております。

それでは、1条に係る改正の内容、主な内容を御説明申し上げますが、2の（1）です。まず、個人市民税の非課税限度額に係る扶養親族、扶養の人数のカウントの仕方の中に、今までは国外の居住親族は、全て扶養の人数にカウントされていたんですけども、ここに問題点が、国外で幾ら所得があっても、日本においては扶養控除等を受けることができていたという問題がありました。このたび、所得税のほうも、その問題を解消するために、一定の要件、年齢30歳以上で70歳未満で、留学のため、もしくは障害者であること、もしくは、生活費や教育費に充てるために、仕送りを年38万円以上受けていること、これに該当する場合は扶養に加えられるんですけども、これに該当しない場合は、その非課税の扶養の算定の人数には加えないという改正が加えられましたので、その扶養の考え方の変更をかけるための改正を行っております。

（2）です。こちらについては、特定公益増進法人。公益法人、教育や科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献などに著しく寄与する法人に対しての寄附については、今まで寄附の控除を受けられるようになっていたんですけども、こちらの特定公益増進法人、出資を業務に充てるための寄附については、もともと、その出資先の関係者により寄附が行われることが多かったものですから、その寄附金控除を受けると、寄附金を原資として出資が行われて、寄附者がその利益を受ける可能性があったという問題が指摘されておりました。寄附することで利益を受けられるのに、寄附金控除も受けられるというその矛盾を解決するために、このたび法のほうが改正されましたので、それに併せて、寄附を受けられる寄附金控除の対象から、ある一定の要件、出資をする場合に充てられる業務に明らかな場合は除くという改正を加えております。

それから（3）です。こちらにつきましては、セルフメディケーション税制について、これまでは、今年の12月31日までに購入したスイッチOTCという薬、これは、今まで、元来、医療用の医薬品として使われていた成分の有効性や安全性などに問題がないと判断された場合に、薬局で店頭販売、一般用の医薬品に転換されたものを自分で購入した場合には、医療費控除じゃなくて、申請すればそのセルフメディケーション税制の適用を受けて、1万2,000円を超える部分について所得控除が受けられるという制度が、今年の12月の31日までに限ってあったんですけども、そちらが5年間延長になるという改正を加えております。

それから、（4）のその他の所要の整理につきましては、恥ずかしいんですが、更生保護法人の更生の字が、正しいではなくて、生きるというのが正しいんですけども、条例上、間違った更正という形になっておりましたので、その辺の文言の整理であったりとか、あと、NPO法



人への寄附についても寄附控除を受けられるようにしていただんですけども、鳥取県自閉症協会への寄附の期間が、もう切れた形のもが計上されておりましたので、そちらを延長する形の改正法をかけさせていただいております。

それから、2条による改正の内容ですけども、これは、先ほども申しましたとおり、専決処分で、浸水被害の対策のための雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準額の特例措置ということ、新しい法律が施行されましたので、それに併せて、課税標準に特別に3分の2を乗じて軽減するという改正を、3月31日の専決処分で行っておったんですけども、ちょっと精査した結果、本法が2分の1以内で条例で定めるということになっておりましたので、3分の2がちょっとその本法の範囲を超えておりましたので、このたび、3分の2の割合を3分の1に改正をかけるものです。

以上、簡単ではございますけども、鳥取市税条例等の一部改正について御説明申し上げますた。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認ありますでしょうか。大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 議案第84号鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第84号鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての御説明をお願いいたします。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、坂本局長。

○坂本宏仁税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。それでは、続きまして3ページになります。

鳥取市固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表を載せていただいておりますけども、これは、基本的に国のほうで押印廃止の動きを踏まえまして、固定資産評価審査委員会でも各種様式に署名押印という欄等がございましたので、そちらを、基本的には署名押印を廃止し、署名または記名押印に変更するものです。ただ、口述書だけは、署名と記名押印も必要ない、国のほうが、条例改正の例を示してきてるんですけども、この口述書についてだけは、もう署名も記名押印も必要ないというような改正を加えてきておりましたので、そこについてだけを、もう署名押印をなくする形の改正をかけておりますが、残りの様式につきましては、基本的に、署名押印から、署名または記名押印に変えさせていただいております。それと併せて、職員の旅費の支給に関する条例の名称が少し変更になっておりましたが、そこが改正かかっておりませんでしたので、このたび、文言の整理で、条例の引用条例の名称を変更させていただいております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。御説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

議案第88号財産の取得について（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第88号財産の取得についての御説明をお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。議案第88号財産の取得について御説明します。付議案は27ページです。提案理由は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を得るためです。

これは、鳥取市消防団の各分団に配備している消防ポンプ自動車のうち、老朽化した消防ポンプ自動車2台を更新するためのものです。取得方法は、一般競争入札、取得金額は、4,532万円、取得の相手方は、株式会社吉谷機械製作所です。納期は、来年3月7日までとしており、納入後は、鳥取市消防団美穂分団、これは稲穂の美穂です。美穂分団と大村分団に、それぞれ配備する予定としております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

議案第95号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第95号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分の御説明をお願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、議案第95号専決処分事項の報告及び承認について御説明を申し上げます。こちらにつきましては、本年3月31日に、専決処分補正予算を計上させていただきましたので、そちらの説明ということになります。お手元にあります資料の右肩1の2というA4の横長のものになりますが、こちらが令和2年度専決補正予算の説明資料ということになります。それから、予算書のほうにつきましては、既にお配りしておりますが、左上のほうに、令和3年3月31日専決、一般会計補正予算と書いてあるものが、このたびの補正予算の予算書ということですので、この2つを使って御説明をさせていただきます。

それでは、はぐっていただきまして、1ページからでございますが、ここの款地方譲与税でございます。それから、2ページをはぐっていただきまして3ページ、利子割交付金、配当割交付金。4ページが、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、7が地方消費税交付金。はぐっていただきまして、5ページでございますけども、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環

境性能割交付金でございます。こちらにつきまして、全てでございますけども、県のほうから、3月25日に交付決定の通知がございましたので、令和2年度の額の確定に併せまして、3月31日に専決処理を行ったというものでございます。

続きまして、款11の地方交付税でございます。款、項、目、地方交付税でございます。予算書のほうは16ページになります。補正額が4億5,017万8,000円でございます。補正後額が227億2,432万5,000円ということでございます。こちら普通交付税、特別交付税、全て合わせたものが、先ほどの補正後額ということになります。少しちょっと内訳を御説明をさせていただきます。補正後額の227億2,432万5,000円の内訳でございます。普通交付税が、204億7,414万7,000円でございます。こちらは、夏の普通交付税の決定額に応じまして確定したものでございます。このたび4億5,017万8,000円を計上しまして、特別交付税の最終決算額が22億5,017万8,000円と、22億5,017万8,000円ということでございます。こちらが、令和2年度の特交付税の最終額ということになります。こちらにつきましては、前年度より414万円の増ということでございまして、特別交付税につきましては、過去3年間、ずっと増額になっているというものでございます。なお、このたびの4億5,000万大きく増えた要因の1つは、除雪費が、年明けから利用が多く、12月から降り続けましたので、これにかかった費用、除雪費、それから、地域医療、コロナの対策等もありますので、こういったものに順次配分を行っていただいたということでございまして、大きく4億5,017万8,000円を計上させていただくものでございます。

それから、はぐっていただきまして、6ページでございます。款12交通安全対策特別交付金等につきましては、これも収入確定によるものでございます。

それから、統計調査につきましては、歳出のほうで、県の支出金から頂いてるものの増額ということでございます。

それから、下に行って、款18寄附金でございます。目総務費寄附金でございます。こちらは、ふるさと納税の、令和3年1月～3月までのふるさと納税で頂いた寄附金の額でございます。補正額が2,003万6,000円で、補正後額は4億5,275万5,000円ということでございまして、これによって、令和2年度のふるさと納税は4億5,275万5,000円計上させていただいたということになります。

はぐっていただきまして、7ページでございます。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 財産経営課、一村でございます。7ページの上の部分、市債、款22市債の分を御覧ください。昨年度実施しました福部支所及び河原支所の耐震改修工事等、駅南庁舎の屋上防水工事に関しまして、事業の財源に充てる予定でした行政改革推進債について、それを充てずとも、ほかの財源によって工事を実施することができましたので、7,780万円の歳入の減額補正を行いまして、補正前の額10億1,350万円から、補正後の額が9億3,570万円となります。以上です。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。その下でございます。減収補填債、項目減収補填債でございます。補正額がマイナスの2億2,250万7,000円ということでございまして、補正後額が3億4,849万3,000円ということでございまして、令和2年度に、減収補填債として計上させていただく額の確定額ということになります。なお、こちらにつきましては、市長会、知事会でも、要望をかなりしておりまして、それから、議会のほうも、5月、昨年5月に、意見書を代表者会議のほうで出させていただきました。こういったことも含めまして、通常、法人税、利子割交付金等でございますが、地方消費税交付金、それから、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、こういった譲与税のもの、それから、ゴルフ場利用税交付金、たばこ税等も加えていただきまして、かなりの額を減収補填債で打てるということでございます。なお、こちらにつきましては、償還に併せて国のほうから、交付税で算定をしていただけるというものになりますので、本市としましては、有利な財源を起債としてさせていただけたということでございます。

それから、はぐっていただきまして、8ページでございます。一番上段でございます。款2総務費、項総務管理費、目財産管理費、ふるさと納税基金積立金でございます。こちら補正額、先ほど歳入のほうで御説明をさせていただきましたが、納税、1月～3月に頂いたふるさと納税の基金を、ふるさと納税基金のほうに積立てを行うということでございまして、額としては、2,003万6,000円ということになります。なお、この1月～3月に頂いた方的人数は、1,180名ということでございまして、それぞれの福祉、教育、青少年、文化振興、こういったものに頂いていますので、こちらの額につきましては、来年度の当初予算、令和4年度の当初予算のほうに取り崩して計上して、ふるさと納税の皆さんの意見に、要望にお応えさせていただいた事業に充当していくというようなことになると思います。合計で、先ほど言いました4億5,281万9,000円を基金のほうに積み立てるものでございます。

以上が、今回の、このたび専決予算、3月31日で専決処分をしました補正の説明になっております。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 大丈夫ですね。はい。なしと認めます。

じゃあ、説明の終了されました部署は、ここで退席してもらっても結構でございます。

#### 報告第3号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、報告に入ります。まず、報告第3号繰越明許費繰越計算書についてであります。それでは、執行部の説明をお願いいたします。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。付議案のほうの46ページのほうを御覧ください。令和2年度鳥取市一般会計繰越明許費繰越計算書の説明でございます。それぞれが所管する事業について、担当課のほうから順次説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1行目です。総務費、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対応職員費というところでございます。こちらのほう、国の新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。予算額としましては5,234万8,000円、このうち翌年度に繰越額の確定ということで、4,143万3,418円を繰り越すものでございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染症に対応する職員の時間外勤務手当等人件費でございます。47ページ、右のページのほうに、財源のほうを記載しております。国の交付金3,096万3,118円、また、一般財源1,047万円でございます。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。その次の段でございます。

電子入札導入事業費です。金額817万6,000円でございますが、繰越額といたしましては809万5,000円です。電子入札システムの導入のための経費でございます。令和2年の9月に補正をしていただいたものでございます。システム導入の委託料ということで進めておりますが、プロポーザルの経費等を執行済みのものを除いた809万5,000円を、次年度に繰り越すものでございます。

続いて、次の段でございます。入札参加資格申請受付システム導入事業でございます。これは、国の3次補正に対応するものでございまして、令和3年2月の補正予算で計上させていただいたものでございます。金額としましては1,158万円でございます。これにつきましては、全額繰越しをさせていただくものでございます。以上です。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。4行目でございます。職員課、塩谷です。職員採用試験オンライン化事業でございます。こちら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございます。予算額86万9,000円、全額の86万9,000円を翌年度に繰り越しております。こちらのほう、内容としましては、オンラインで開催する採用試験説明会で流す鳥取市のPR動画の作成費用でございます。こちらのほうの再試験の説明会ですけども、5月の24日に開催をしております。こちらのほうで4月以降に作成しました動画のほうは、そちらのほうで参加者に視聴していただいたというところでございます。財源のほうは、国の交付金69万5,000円、一般財源17万4,000円ということでございます。以上です。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。先ほどの説明のその2つ下の本庁舎等維持管理費の部分です。新型コロナウイルス感染症対策について、本年1月の臨

時議会で議決いただきました234万6,000円について、同額を繰り越しております。これは、アルコール消毒液などの衛生用品を購入するための費用と、本庁舎1階の東西2か所のトイレの手洗い水洗を自動化するための費用でございます。このうちトイレの水洗化につきましては、先日改修が完了しまして、現在使える状態となっております。説明は以上です。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、川口所長。

○川口寿弘中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。計算書の48ページの下段のほうになります。下の3つ、まずは、生活困窮等包括的支援事業でございます。金額373万2,000円で、全額繰越額とさせていただきます。内容といたしましては、生活困窮者に対する自立相談支援機関の相談支援体制の強化を図るために、各人権福祉センターと中央人権福祉センターをリモートで結ぶといった環境整備を図るものであります。

続きまして、その下の地域食堂感染防止対策支援事業についてです。金額は200万円となっております。全額繰越額となります。これについては、地域食堂が安心して開催運営できるように、衛生用品等を配布して、その環境を整えようとする事業でございます。

それから、続いてフードサポート事業でございます。金額が286万8,000円で、これについても、全額繰越額となります。内容については、地域食堂及び生活困窮者への食料支援の体制強化を図るための取組を進めるための事業となっております。以上でございます。

○池上朱美男女共同参画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、池上課長。

○池上朱美男女共同参画課長 はい。男女共同参画課の池上です。資料のほうは46ページに戻っていただけますでしょうか。46ページの下から7行目になります。男女共同参画啓発事業です。これも、1月臨時議会で議決をいただいたものです。金額は16万2,000円を全額繰り越しております。内容としましては、男女共同参画センターの新型コロナウイルス感染予防対策物品の購入費用ということで計上させていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田です。資料、同じく46ページ、一番下の行になります。鳥取市業務継続計画策定事業でございます。これは、後ほど報告させていただきますが、災害時において、鳥取市が行う優先業務を定めるための業務継続計画を策定するためのものです。12月議会で議決いただきました1,317万8,000円、これを、同額1,317万8,000円を繰り越すものでございます。財源は、国・県支出金が1,054万2,000円、一般財源2,636万円、失礼しました、263万6,000円でございます。国・県支出金のほうは、全て新型コロナ臨時交付金でございます。

はぐっていただきまして、48ページを御覧ください。はい。一番上の行であります。災害対策本部室維持管理費でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、国の3次補正のものを活用した事業でございます。2月議会で議決いただきました135万6,000円、これを全額、同額繰り越すものでございます。財源は、国・県支出金が108万4,000円、一般財源が27万2,000円でございます。国・県支出金は、新型コロナの交付金でございま

す。これは、内容としましては、この庁舎の3階、災害対策本部室と東部消防局、吉成の東部消防局を災害時等の災害対策本部の運営のため、テレビ会議で接続するための経費でございます。

続きまして、その下の行、防災備蓄事業でございます。こちらのほう、1月臨時議会で議決いただきました671万2,000円で、これを同額繰り越すものでございます。財源は、国・県支出金が402万7,000円、一般財源が268万5,000円でございます。国・県支出金は、新型コロナの交付金でございます。これにつきましては、新型コロナの感染対策を見据えた避難所運営のための消毒、アルコール消毒ですとか、ポリ容器、ごみ袋等、衛生管理に関連する、主に衛生管理に関連する物品の購入に使用していくものでございます。

続きまして、その下の行、防災ラジオ整備事業、こちらも、新型コロナの臨時交付金、国の3次補正でございます。2月議会で議決いただきました6,521万9,000円、これを同額繰り越すものでございます。財源は、国・県支出金が4,437万5,000円、一般財源が2,084万4,000円でございます。これは、令和2年度から販売を開始しました鳥取市防災ラジオ、これを販売するための、販売するために必要な経費でございます。以上でございます。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。付議案の52ページを御覧ください。上から6段目、国土調査事業になります。国の3次補正として、該当の国土調査事業が決定されまして、本年2月補正で議決いただいた4,500万につきましては、同額を次年度に繰り越しております。以上です。

はい。報告第3号の説明については以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

それでは、本件について、委員の皆様から、質疑、御意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 報告第7号裁決の報告について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告第7号裁決の報告についての御説明をお願いいたします。はい、富田次長。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富田でございます。付議案の77ページでございます。報告第7号裁決の報告についてでございます。これは、退職手当支払い差止め処分に対する審査請求が提出されましたので、審査の結果、却下する裁決をしたものでございます。自治法206条第4項に、審査を行った結果、当該審査請求が不適法であり、却下するときは、その旨を議会に報告しなければならないとありますので、本議会において報告するものでございます。

事案の概要でございます。令和2年4月24日、道路交通法違反で現行犯逮捕。5月12日、元職員死亡により退職。6月22日、退職手当支払い差止め処分を行っております。8月25日、

この処分を不服として、審査請求人、元職員の遺族により、鳥取市長、審査長に不服申立てを行っております。令和3年4月23日、退職手当支払い制限処分。鳥取市水道事業管理者は、審査請求人に対し、退職手当の全額を支給しないこととする退職手当支給制限処分を行っております。

今回、令和3年5月24日、裁決処分ということで、鳥取市長は、審査請求を却下する裁決を行いました。理由は、本件処分は、退職手当支給制限処分を下すか否か判断するまでの間において、退職手当の支払いを停止する主文であり、退職手当支給制限処分が下された後は、本件処分の取消しを求める法律上の利益が存在しないためでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。お尋ねします。78 ページ、審査請求を却下する理由の（2）のところ、少し私が理解が及ばなくて、この本件処分の取消しを求める法律上の利益が存在していないのところを、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。主語等を明らかにして教えていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 富田次長。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 はい。総務課、富田でございます。この請求は、6月22日に、退職手当支払い差止め処分を行ったことに対して、8月、不服申立てが行われておりますので、これは、退職手当を支払わないということではなく、その期間をもってそれを判断する差止め、考える時間を取るための、判断を下すか否かを判断するまでの間において、支払いを差止めする処分でありますので、その処分自体を止めても、もうその4月23日において、全額支給しないとする処分が行った後ですので、法律上の利益は存在しないということになったものということでございます。

◆加嶋辰史委員 分かりました。はい。

○富田恵子総務部次長兼総務課長 すみません、説明が、はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。はい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、なしと認めて、次の報告に入ります。

#### 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類についての説明をお願いいたします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。そうしますと、右肩の資料の2の6ページのところをお開きください。それから、本日、お配りをさせて



いただきました、一部修正をかけさせていただいております。本日、机の上に置かせていただいております資料で御説明をさせていただきたいというふうに思います。それでは、資料2の6ページでございます。公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類でございます。

こちら、平成26年度に、総務省のほうから、統一的な基準が示されました。本市においても、平成28年度の決算、ですから平成29年度、平成30年度に、初めてお示しをさせていただいた財務書類でございます。このたび、令和元年の決算が整いましたので、この財務書類を報告をさせていただきたいというふうに思っております。これによって、下のほうに書いてありますが、統一的な基準ということでございますので、これは、全国の都市も統一的な基準でやりますので、これは比較をできるというようなことになります。それから、本来、予算決算でいきますと、フローでございますので、いわゆるキャッシュフローのお金の流れだけでございますが、この公会計でいきますと、土地・建物、こういったストック情報、それから、基金の情報もありますので、こういったコスト情報も踏まえた上で、総体的に把握することができるという目的でございますので、こちらを毎年度、この6月議会の総務企画委員会のほうで御説明させていただいて、それからホームページのほうに載せていくというようなことでされております。

それでは、別紙の1のほうを見ていただきたいと思います。少しボリュームが多くありますので、ポイントだけ絞らせていただいて、御説明させていただきたいと思います。まず、ページのほうをはぐっていただきまして、4ページでございます。財務書類の作成の範囲、作成の基準ということでございます。まず、基本的なところでございますが、一般会計等ということでございます。一般会計、土地区画、それから、一番下の母子父子のこのエリアが一般会計等と言われるものでございまして、このたび財務書類で作成させていただいたのが、この一般会計等というところの会計区分になります。この区分にする必要性といたしますが、一般会計というのは、それぞれの自治体によって様々なものがございまして、この一般会計の中に、本市でいきますと、下の特別会計を入れることで、他都市と、これ、複会計のほうで合わせると。会計の中身を合わせるということになりますので、この一般会計等という枠組みにしまして、これは財務書類をこの会計でつくり込んでいくというようなことになります。

それから、右のほうでございますが、公設地方卸売市場から一番下の下水道事業会計まで、それぞれの特別会計、企業会計、全部含めたものがございまして、この一般会計等の一部で見るとということになりますが、現時点で、今日お示しする財務書類には、ここの部分が入っていないということになります。こちらについては、それぞれの決算書類で、既にバランスシート等をお示しをさせていただいておりますけど、この特別会計につきましては、基本的にはバランスシート等をつくっておるということでございますので、そのほうで判断していただくということになります。それから、下のほうの鳥取市土地開発公社から、それぞれの出資法人につきましては、これは、それぞれの会計処理、これは税理士さんの指導の下に会計処理しとられるので、そのほうで全てやっておられるということでございます。これを全部含めて連結ということになりますので、このたびの説明する一般会計等と

併せまして、連結のほうもつくっておりますので、これも追って、また公開していきたいというふうに考えております。

それでは、5ページのところでございますけれども、この財務書類でございますけれども、4つの指標になります。まず1つが、バランスシートと言われる貸借対照表、ここが一番メインになってきます。それから、右側の行政コスト計算書でございますけれども、こちらは、鳥取市の行政に係るコストがどれぐらいの費用がかかっているのかというのを見るシートでございます。これも、一般的に予算決算だけでは見えない部分ということになります。それから、貸借対照表の下になります資金収支計算書、キャッシュフローと言われるものでございまして、一般的なキャッシュの流れを、それぞれの費目で調べていくということでございまして、ちなみに、一番下のところに、令和元年度の年度末残高が21億円と書いてあります。ここが、いわゆる剰余金と、いわゆる決算のときに、9月議会でいただいて繰越金になる額というような形で思っていたきたい範囲というようなことでございます。

はぐっていただきまして、6ページ、7ページでございます。ここが、この財務書類の一番大きなポイントのところでございます、いわゆる貸借対照表の部分でございます。6ページにあります、下の図ところにありますように、まず、資産の部、それから、右が、右肩に負債の部、純資産の部ということで、ここの2つをバランスを取って御説明をするということになっております。

7ページが、本市の貸借対照表になりまして、まず資産の部でございますけれども、本市の資産合計額、一番下になりますけれども、2,831億円、これが、本市の令和元年度の資産の累計ということになります。具体的にはどういったものなのかということでございますが、上のほうから言っていきますと、固定資産と言われるものでございまして、こちらが、有形固定資産がその下にありまして、2,513億7,000万円ということでございます。ここが主な資産形成の額になります。この有形固定資産というのは、建物、土地、それから工作物、こういったものが全て入るということでございます。含めまして物品等も、例えば、防災行政無線の物品等も、ここの中の資産の中に入るということでございますので、下のほうのインフラ資産の中の物品というところの中には、防災行政無線というのも入るということです。それから、少し下に下りていただきまして、基金というものがございます。こちらが、まずは減債基金、それから、その他というふうに書いてありまして、これが、令和元年度が92億2,300万円でございますが、こちらは、本市が持っている特目基金と言われるものでございますので、例えば、公共施設等整備基金とか地域振興基金、先ほどありました、ふるさと納税の基金というものが、この92億の中に計上されるというものでございます。それから、その下でございます。流動資産いうものでございまして、流動資産、簡単に言いますと、現金でございます。それから、現金に代わるものとして、財政調整基金と減債基金、こちらはいつでも現金化するべきものということになっておりますので、この流動資産のところの基金として計上されるというものでございまして、基金のところでございますと、37億5,900万円、こちらが、財政調整基金の令和元年度の決算額ということになります。こういったものを含めまして、先ほどの2,831億円の資産を計上したということになります。

ちなみに増減のところを見ていただきますと、上のところから6つ目ぐらい、建物がございます。このたび大きく増えております。146億円の増ということでございまして、ここの中身につきましては、主に庁舎、それから支所、こういったものの整備を行いましたので、ここに全て上がってくるということでございますので、本市の本庁舎の建物の資産が、かなり増えたということでございますので、令和元年度、庁舎の分がかなり増額になったというものでございます。

それから、下のほうに、建設仮勘定ということで、マイナスが65億円ほど減額になっております。これが大きな額が減少になっておりますが、実は、この貸借対照表の勘定上のルールとしまして、平成30年度に、一部本庁舎のほうに支払いをしたものがございまして、これは、建設仮勘定のほうに計上するということになりますので、昨年度の平成30年度は、76億8,000万円、これ庁舎の支払いが一部ありましたので、こういったものが仮勘定として上がってくるという、いわゆる完成してない建物を一旦資産として上げているというものでございまして、これは、先ほど説明した建物の140億のほうに、全て庁舎の資産が上がりますので、その代わり、仮勘定で上げてあるものを落とすということでございまして、この65億円が減少になったというものでございます。

それから、物品のところでございますけれども、こちらの22億円ほど、22億8,000万円大きく増えている。これは、こちらは、防災行政無線の整備をかなり進めておりますので、こういったもので物品のほうが増えたということでございます。

それから、少し下りていただきまして、投資その他の資産ということで、このたび投資損失引当金というのを57億9,600万円、これマイナスで計上させていただいております。これは大きな額になっておりますが、昨年度の平成30年度、前年度までは、ここには計上しておりませんでした。具体的な中身は、投資をしております、いわゆる出資と言われる部分でございまして、こちらが、例えば病院とか下水道、それから、出資団体のほうに出資をしているわけでございまして、こちらのほうは、それぞれの会計上損失を、いわゆる計上を、経費上の赤を出しているようなところがございまして、例えば病院とか、ちょっと経営上、会計上、赤が出ているということにつきましては、これは、国のほうの指針の中にございまして、投資損失引当金ということをやマイナスをしないということになってございまして、この分が57億円ほど減少すると。いわゆる病院とかに繰り出しをして出資をしている額が、5つ上のところに143億8,800万円計上してあります。これが、いわゆる病院に繰り出しをしている額、あるいは、そのほかの出資団体のほうに出資をしているものが主に上がっております。ただ、病院のほうの会計上、例えば、累積のほうで赤字が出てくるということになりますと、資産だけが増えるというよりは、減収の部分も当然あるだろうということでございまして、この143億円のうち57億円は、投資のうちの損失の部分が生まれているという会計上の処理をしないということでございまして、ここの分は大きく上がってきたということでございます。

それから、その下のほうに、基金のその他のところでございましてけれども、ここが、退職手当基金、それから地域振興基金、公共施設等整備基金等で計上させていただきましたので、マ

イナスの15億1,900万円と、かなり大きな基金を計上させていただいて、しっかりと取組をさせていただいたということでございます。

それから、右側のほうでございますけれども、負債の部でございます。負債の部、地方債、固定負債、その下の地方債の部分でございますけれども、ここが1,018億5,000万円非常に多くなっておりまして、さらに、前年度より58億円増額になっております。こちら、先ほどの庁舎とか、それからエアコン、庁舎はこのエアコンとか、こういった大きな事業を、令和元年度はやらせていただいておりますので、当然資産は増えておるんですけども、それに見合った地方債のほうも計上させていただいたということでございますので、負債の部も、58億円ほどの増になっているということございまして、負債の合計額が1,238億円ということで、前年度より57億円ほど増になっているということでございます。

最後の純資産の部につきましては、それにかかった経費、一般財源、それから国・県、あるいは地方交付税、そういったものが計上されておまして、ここは、純資産として計上されておるものございまして、負債の額は、純資産の合計につきましても、先ほどの資産の額と同様の2,831億円ということになります。全体としましては、前年度より10億円の減ということになります。

はぐっていただきまして、今御説明をさせていただいたところが文章で書いてありますので、これをまた、かいつまんで御説明させていただきます。先ほど言いましたように、10億円の減少ということでございますし、中ほどの公共施設等整備基金、それから投資、引当金の計上などによって、全体的には資産は増えているんですけども、減額・減少となったということになっております。それから、負債の額につきましては、30年度と比べて57億円の増額ということになっております。

その下の分析をしております。住民1人当たりの資産額ということで、この資産形成の度合いを人口で割ることによって、これをすることによって、他都市との比較ができるということになります。単純に言えば、住民1人当たりの資産額ですが、先ほど御説明をさせていただいた7ページの資産合計額2,831億円、これを令和2年の1月1日現在の人口、18万6,960人、これで割り込むということになりますので、これで割りましたら、住民1人当たりの資産額が151万4,000円ということになりますので、先ほど言いましたように、資産は増えておりますので、前年度より増ということになっております。

それから、9ページの上段につきましては、資産の合計、先ほど言いました2,831億200万円と、これを本市の歳入の決算額、これはちょっとこの表には出てきませんが、令和元年度の決算認定をいただきました決算額が、大体1,023億円ございましたので、この鳥取市の令和元年度の決算額の歳入の額で割り込むと、それはどれぐらいの資産が、歳入に占める割合がどれぐらいかと、それで何倍の資産を持っているかというのを比べることによって、他都市と比べて、資産が多いのか少ないのかというのをはじき出すということでございます。ですから、歳入が少ないのに多くの資産を持っていると、今後老朽化したときに、その資産を、繰り返しかかりの費用がかかってくるということでございますので、大体一般的には、3年をめぐりにしていくのが標準であるということでございますので、本市の場合は2.77ということござい

して、前年度より少なくなっております。これは、もう歳入決算がかなり増えましたので、資産は増えていきますけども、それ以上に歳入が増えたので、若干減ったということでございます。ただ、3年以内であれば、大体標準的な資産を持っていると。これが3年、4年分になってきますと、歳入より、はるかかなたの資産を持ってしまっているというような分析ができるかと思えます。

それから、その下でございますけども、有形固定資産の減価償却、こちらは、どちらかといいますと、建物等の老朽化を測るものでございまして、減価償却の累計額、これはちょっと見にくいんですけども、減価償却への、例えば7ページで見ますと、上から三角のところとところどころにあります。建物の減価償却で、1,086億円のところですね、工作物の減価償却、こういったものは、資産を形成した後には、年数によってその建物の価値なんか下がってきますので、その分を減価償却として見ると、この減価償却の累計を、先ほどの有形固定資産から土地とかの非償却資産取得価格、こういったものを除いたもので割ると割合が出てきますので、その割合が52.08ということでございますので、52%であれば、大体老朽化が約半分ぐらい進んでいるということございまして、前年度より1%ぐらいよくなっている。これは、庁舎が新しいものになりましたので、当然老朽化がよくなってきているということでございます。これが60%、70%になると、かなりの施設の老朽化が著しい段階にあるというような比較ができるということでございます。

続いて、10ページでございますけども、こちらは、世代間の公平性ということで、先ほど言いましたように、純資産と資産の割合を調べているものでございまして、いわゆる借金を除いたものの純資産の割合がどれぐらいかということでございますので、表でいきますと、純資産のところでございますので、右側の下の2番目、下から2番目ですね、1,592億円、これを資産全体、2,831億200万円で割るとということでございますので、いわゆる今我々の、今の現世代がどれぐらい負担したかということでございます。要するに負債を除いていますので、そのものをはじいた額が56.2%ということでございますので、本市の資産、庁舎も含めて、こういったものを造るのに、56%ぐらいは現世代までの、今までの方が資産形成にお金を使ったと。下のほうにあります、世代、将来世代に負担がどれぐらいあるかというのが、次、こちらがいわゆる地方債を、少しちょっと難しいんですけども、事業用資産プラスインフラ資産、それで無形固定資産、いわゆる建物に分けていくんですけども、これで割ったものでいきますと、借金がどれぐらいあるかということでございますので、将来の世代には28.9%の負担が残っていると、借金として残っているということでございます。

11ページが、その住民1人当たりの負債額がどれぐらいあるかということで、これは単純に負債額でございますので、先ほどの7ページでいきますと、1,238億円でございますので、これを人口でいきますと18万6,900、先ほど言いました令和2年1月1日で割りますと、人口1人当たりの負債額は66万2,000円、すみません、そうですね、66万2,000円ですね。66万2,000円、1人当たりあるということでございます。

なお、ちょっと一番下の11ページの下にありますけども、こちらのバランスシートでは、実は、交付税算入というのを見ない、民間の会計を採用しますので、本市の場合は、この単純な

借金の額だけで、ほかの市と比べれないものがございます。これは、合併特例債とか有利な起債がございますので、こういった交付税を算定すれば、この負債の負担額というのは、かなり下がってくると。一般的には、合併特例債であれば75%でございますので、66万円のうちの半分ぐらいが、交付税で算入されるんじゃないかというふうに考えております。

以上が、少しちょっと長くなりましたけども、バランスシートの説明でございます。それから、13ページがコスト計算書の説明で、14ページが本市の行政コストでございます。

こちらも少しちょっと重要な表でございますので説明させていただきますと、14ページを見ていただきますと、経常費用、これは、人件費とか職員給与等の退職手当を含めた人件費、それから物件費、維持補修費、それから支払い利息、公債費の利息部分でございます。それから、補助金の移転費用、社会保障、国保への給付、他会計への繰り出し、こういったものが入ってくるわけです。取りあえず、市民の方に行政サービスをする必要なコストを、この中でそれぞれ3つに分けて上げております。その合計が786億円ということでございますので、本市の予算が大体1,000億円を超えております、決算がですね、この中で、大体780億円が、いわゆる行政サービスに関わるコストというふうに言えると思います。

その下のほうの経常収益、それに加えてまして使用料とか手数料、報奨料も一部入っておりますが、こういったものも入れたということで、36億円は、皆さんのほうから使用料・手数料等で頂いているということでございます。

それから、下のほうの臨時につきましては、臨時的部分につきましては、どちらかという、災害等の経費を計上しているということでございます。

15ページに、これを使った分析をしております、これが、住民1人当たりの行政コストがどれぐらいかということでございますので、この行政コストの一番下の817億8,000万円を、先ほどの人口18万6,960人で割ると、本市の行政サービスをするのに必要な住民1人当たりのコストが43万7,000円かかっているというような計算になります。

それから、その次の受益者負担の比率でございますけども、こちらは、先ほどの経常収益、使用料とか手数料、こういったものがどれぐらい経常費用の、先ほどの786億4,800万円の中にどれぐらい占めるかということで、4.7%は受益者の方から負担をしていただいているということでございます。これ若干、令和元年度で減ってるのは、保育料の負担金とかのなんですね、無償化になったりしてございますので、こういったことが減額の要因ということになっております。

以上のようなことの分析をさせていただいて、あとは17ページの純資産変動でございます。19ページがキャッシュフロー、資金収支計算書で、お金の流れがありまして、最終的に、本年度額が21億円ほどの残高として、黒字の残高となります。キャッシュの流れでございます。

20ページが、前年度との比較でございます、これを見ていただきますと、やはり資産のほうが増えているということでございますが、歳入のほうはかなり増えましたので、歳入額対資産比率のほうは減少になっているということでございます。それから、住民1人当たりの負債額のほうも、これも増えておるということになっております。

最後21ページからは、その文言と、中身の詳細の数字の根拠を出しております。27ページからは、これらの経理の用語になります。35ページでございますけども、まだ、ほかの団体

は、まだ令和元年度の一部しかしておりません。松江と本市の場合は、会計事務所のほうが同じ会計事務所を使っておりますので、数字のほうは、お互い6月時点で見せようというようなお話をさせていただいておりますので、そことの比較をさせていただいております。本市の資産は、庁舎を建てたといっても、まだ資産額としては、松江よりは少なくなっているというところがございます。それから、歳入額の対比資産比率としましても、松江のほうは3年を超えておりますので、かなりの資産を保有しておられるということが言えると思います。本市の場合は2.77、先ほど言いましたように、大体3年分が、大体めどということになっております。それから、有形固定資産の減価償却、老朽度でございますけれども、老朽度、うちのほうは、52.1%ということでございますので、これは、先ほども言いましたように、庁舎の新たな建設によって、老朽化がかなり新しくなっているということでございます。松江のほうは、まだ庁舎のほうは新しくなっておりませんので、大体61%、こういったものをまた改善されていくということでございます。それから、純資産比率でございますが、こちらにつきましては、本市56.3%、これは、下の世代間負担比率とセットで考える指標でございます、どちらかといいますと、現世代よりも将来世代のほうは29%というふうになっております。松江は、両方かなり増えておりますけれども、借金もかなり増えておりますが、純資産比率63.85%、かなり現役世代のほうは、かなり資産形成に資金を投入されたということが言えるかと思えます。それから、住民1人当たりの負債額が、松江市が62万3,000円、本市が66万2,000円ということでございます。それから、プライマリーバランス、基礎的財政収支と言われるもので、一般的に借金を多くする年度についてはマイナスということでございますので、本市、庁舎等がありまして、令和元年度、かなりの事業費を組みましたので、マイナスの67億円ということでございます。それから、住民1人当たりの行政コストが43万7,000円で、松江が40万7,000円。受益者負担比率は、うちが4.7に、松江が5.3ということでございますので、うちのほうが行政コストに係る費用は多くて、それに係る受益者負担比率は少ないということが言えるかと思えます。

以上、駆け足で大変申し訳ございませんでした。公会計のほうについてでございました。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。丁寧に御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。健全で柔軟性のある財政状況だという説明と受けました。1点、昨年と違うところの確認です。7ページ、BSのこの投資損失引当金の説明のところは、少し、私は分かりにくかったので、もう少し具体的な説明をいただきたいと思うんですけど、もし仮に、累積赤字が100億円の病院があって、その病院自体の価値が50億あれば、その差引き50億円分がマイナスとして上がってくるようなふうを受け取ってしまったんですが、そういう考え方でいいのかどうか、もう少し説明補足をお願いします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。この投資的な減額の部分につきましては、実は、今年度から計上させていただいて、来年度以降も大体この50億円ぐらいがずっと計上されるということでございますので、今年度大きく増減をして、57億円ほど出てきてしまいましたけれども、来年度以降は、常時この額に近いような額が計上されるということでございます。それで、病院の、実は主なこの57億円の内訳が、病院のほうの累積の分が、貸借対照表のいわゆる帳簿上の赤字の部分がございます、これが50億円ほどございます。それから、ふるさと鹿野とか、かみんぐさじのほうにも出資をしております。こういったところの累積額のほうが上がってくるということでございますので、この病院のほうの決算等の中に入ります累積の分が、全部こちらに上がってくるということでございますので、来年度、例えば50億円が51億円になれば、来年度は、ここが1億円のマイナスが増えると。今58億円の投資損失引当金が59億円になるというようなこととなります。前年度までは、この累積投資損失引当金のほうは計上しないと、これは、ほかとの整合もありまして上げておりませんでした。今年度からは、統一的な見解の中で上げていくというようなルールになりましたので、今回計上させてもらうということでございます。こんなのでよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。御説明ありがとうございます。そうしましたら、この投資的損失引当金の相手方というか、左がそれであれば、右側の純資産の部の余剰分のところが、時に増えるというような見方でいいのでしょうか。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。バランスシートの場合は、右側の、おっしゃられる余剰分という、この純資産の部分で調整をすることになりますので、ここの部分が減額になれば、こちらのほうも減額になるということになります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。はい。

#### 鳥取市業務継続計画の策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、次に、鳥取市業務継続計画の策定についての説明をお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。資料、同じく7ページを御覧ください。鳥取市業務継続計画の策定についてでございます。これにつきましては、先ほど繰越しの御報告をしたときに、昨年12月議会で補正予算いただいて行うということで触れさせて



いただきましたが、令和2年の年度末、3月に公募型プロポーザルで委託業者さん、コンサルさんが決まりましたし、先日、職員研修説明会を行いましたので、作業に着手しましたので、本日その経過状況について御説明させていただくものです。それでは、資料に沿って御説明したいと思います。まず、7ページです。

まず、おさらい的なこととなりますが、業務継続計画、よくBCPと言っておりますが、これについての御説明です。BCP、ビジネス・コンティニュイティー・プラン、こちらのほうは、災害時に、行政自らも被災していますが、人・物・情報等、そのときに利用できる資源に制約がある状況下におきまして、優先的に実施すべき業務、これを非常時優先業務というふうに捉えておりますが、これの中には、災害時ですので、応急対策ですね、救命ですとか、避難ですとか、そういう応急業務が最優先されるわけですが、その他に平常時行っている業務、あるいは、少し状況が落ち着いてから復旧や復興に関する業務、こういったものが含まれます。この中で、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。つまり、BCPを策定・運用することで、発災後の業務レベルの落ち込みを小さく抑えるとともに、復旧までの時間を短縮することができますというものです。

右のほうに、業務継続計画を行った場合の効果のイメージをグラフで視覚化したものにしてあります。通常業務のレベルが仮に100%、平常時行っているものが縦軸の100%というところで点線にしてありますが、これの災害が発生した際に、BCPを何も定めてないと、これがゼロ%、黒線ですね、黒線の曲線ですが、ゼロ%から始まるというような可能性がございます。ただし、このBCPを実践し、事前対策ですね、書いてありますが、施設の耐震対策ですとか、什器の固定、非常電源の整備、通信手段の多重化等々の事前対策を行ってれば、この落ち込みが、まず発災直後においても、ちょっと数字は書いておりませんが、大体このイメージ、あくまでイメージですが、例えば30%ぐらいのところまでの落ち込みから始まって、その後の発災後の事後対策ですね、災害対応マニュアルですとか応援協定を締結して、他の自治体や民間企業様のほうから応援していただく、はたまた防災教育や訓練の実施、地域防災力の向上施策、こういったものを取っておれば、この発災後の復旧、復旧じゃないですね、業務がスムーズに早く復旧して行って、100%に戻る時間も早いというようなイメージをつけたものであります。

BCPの策定に当たっては、内閣府が発行しております業務継続計画策定ガイドに示される特に重要な下の6つの要素を核として、本市が、発災時に業務を継続するために必要な事項を定めるものとします。この重要な6要素が、1つ目、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制の設定、2点目、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3点目、電気・水・食料等の確保、4点目、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5点目、重要な行政データのバックアップ、6点目、非常時優先業務の整備というところになっております。

はぐっていただきまして、8ページでございます。この業務継続策定の概要と進め方でございます。本市では、実は、平成25年12月に、鳥取市業務継続計画の本庁版、地震・津波編というものを策定しております。その後、相当年数が経過し、また、新本庁舎への移転、出先機

関の増加や組織の改編、激甚化する、近年、西日本豪雨等、激甚化する風水害時への対応、新型コロナウイルス感染症等の流行、こういった変化への対応が求められているところです。このことから、このたび、既に策定済みの地震・津波編を、こういった現状に即して更新するとともに、新たに風水害編を新規作成することとするものです。更新及び策定業務に当たりましては、令和3年3月に、公募型プロポーザルにより、選定したコンサルティング会社に支援を受けながら、全庁挙げまして、非常時に優先する業務の選定など、策定に係る取組を進めていくところとしております。

下のほうにイメージ図を載せております。業務継続計画、このたび策定しようとしておる業務継続は、中ほどのオレンジ色の四角の中の部分でございます。地震・津波編と風水害編に分けて更新、策定します。これは、鳥取市地域防災計画との整合等を取りながら、また、他の業務継続計画、新型インフルエンザの業務マニュアル等々との調整、整合を取りながら、このたびの業務で策定していくこととします。

この下のほうに青い破線で囲んでおりますが、例えば、細かい各課の業務ごとの対応マニュアル、手順ですね、ソフト的な手順、こういったものですか、施設の耐震化計画、ハード的な面につきましては、今回の業務継続計画とは別に、以降対応していくというようなことで考えております。このたびの業務継続計画は、オレンジ色の部分を策定するものであります。

この業務継続計画、今年度策定しまして、先ほど言いました、各課が発災時に活用する個別、具体的なマニュアルは、BCPが策定されました後、年次的に策定や更新をしていきたいと考えております。ですので、この業務継続計画が、このたび今年度策定されましたら、全てが、全部がオーケーっていいですか、円滑にできる、必ずしもできるというものではございませんで、必要な、例えば情報システムの整備ですとかマニュアルの策定、こういったものを年度年度、例えば見直したり、整備をしていったりして、業務継続計画が策定したように実現できるようなことで、以後も進捗を管理しながら進めていきたいというところでございます。

3、最後、今後のスケジュールでございますが、先ほど申しましたように、6月8日に第1回の職員研修を行いまして、BCPの基礎知識ですとか、作業協力依頼を行ったところでございます。今後、非常時優先業務の抽出を各課で行っていきまして、被災想定ですね、地震や風水害、こういったような被災想定をするかということですか、非常時優先業務の選定、必要資源の分析等々をこの8月、9月に行っていきまして、12月までに業務継続計画の概要版、素案に当たるようなものを作成したいと思っております。この時点で、総務企画委員会のほうにも、概要版の報告をさせていただきたいと考えております。

その後、さらに作業を詰めていきまして、鳥取市業務計画の本編を作成し、計画の案を2月定例会に御報告した後、3月末までに完成させて、一般に公開したいというようなことを考えております。以上、鳥取市業務継続計画の策定について御報告いたしました。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様から、質疑や御意見等はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。概要版については12月定例会、本編が2月定例会ということで、中身がね、明らかになるのはそのときなんですけれども、内閣府がガイドをつくっていると、それが6点あるということで御説明があったんですけども、2つ目にね、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定ということがあって、この新本庁舎はすごく防災の拠点だということで整備をされたんですけども、この本庁舎は、使えなくなった場合っていう、使用できなくなった場合っていうのを、本当に想定してやるんだらうかって思ったのが1つ。当然あり得るということで、このBCPもつukらないといけないとは思うんですけども、これだけ防災の拠点って言われたところが、実際に使用できなくなるってなると、本当に代替施設がつくれるんだらうかとか、あと、本庁舎が使用できなくなった場合っていうのが、一体どんな状況のことを言うのか、例えば災害本部、何かそういったことでは使えるけれども、市民の人が来たりとか、何かそんな対応はできないよとか、何かいろんな想定っていうか、いろんな角度から本当に考えないと、何のための防災の拠点だと言われかねないようなことがあるのかなと思いましたので、やはり、ただ庁舎が新しくなったというわけではなくて、本当にいろんな機能を持たすんだと、非常時にも迅速に対応できるようにしていくんだという目的も持った庁舎ですから、その点踏まえて、BCPを検討されていくんだらうなと思っておりますので、そういったことは、また12月定例会で概要が出てきたときにでも、また見せていただいて、意見等があれば言わせていただきたいなと思います。以上です。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。御意見ありがとうございます。当然、この新本庁舎は、災害に強い防災拠点として整備されておりますので、なかなかそういうことは想定しにくい部分もありますが、やはり、不測の事態にも備えて想定と、そのときの対応については、BCPの中では定めていくことにならうかと思えます。はい。また12月のときに、またその案等については御説明したいと思えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。はい、横山委員。

◆横山 明委員 はい。先ほど説明いただきました、この別紙1というのと、最初に頂きましたこの別紙というのは、差し替えさせてもらってもいいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。先ほどちょっとお配りをさせていただいたのが、今日机の上の分が、修正をちょっとかけさせていただきましたので差し替えの分で、今日お配りしたのが最新版でございます。前、お配りしたのは、もう破棄していただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

◆横山 明委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。BCPの関係で、御質疑、意見ありますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。ちょっと確認です。鳥取市は、地震・津波編についてのBCPを25年の12月に策定をされていらっしゃるということで、内閣府のほうで出してる策定ガイド、これ多分、平成27年の5月なんだろうと認識しておるんですけども、ガイドが出たのが、たしか策定してから後で内閣府のガイドなんだろうっていうふうに、ちょっと間違ってたら言ってもらったらいんですけども、そういうふうに認識しとるんですけども、鳥取市がつくった分に、この6要素っていう部分が、25年の時点で、この辺りが全部盛り込まれた形での風水害編が、現状のBCPの計画はそういう形で作成をされておられるのか、ちょっと確認をさせていただきたいです。

○植田孝二危機管理課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。石田委員さんの御質問に対してですが、すみません、その辺り整理がちょっとできておりませんが、25年のときの計画でも、こういった資源ですね、電気や水、食料等についての関係の考慮ですとか、通信手段については考慮してといたしますか、踏まえた上で策定をしております。すみません、ちょっと全部がちょっと対応した計画ということは、すみません、ちょっとお時間頂いて、また後ほど御報告させていただくということでもよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

◆秋山智博委員 じゃ、はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。直接今の説明のことに外れるかも分かりませんが、この今8ページにも少したわれております、感染症と流行といった変化への対応というのがあるわけですが、今日の会の初めに総務部長のほうから、ワクチン接種のスケジュールについてお話がありました。こういう危機のときに、職員の皆さんがいち早く業務に向かわせるということが、何よりも肝心なわけですし、今年、去年から、コロナウイルス感染症等で、万が一ですね、災害が発生、これから梅雨時期から、全国的にも例年こう激甚災害が発生をする時期を迎えるわけですし、このワクチンの接種というのが、職員にとって、どういうこととしてあるのかどうなのか。今回も1つ思ったのが、このコロナウイルスだけではなく、例年のインフルエンザの予防注射等もありますが、じゃあ、ああいうことも、本当にこの職員の皆さんにとって希望者ということではあるんでありませうが、どういうふうなこう対処といたしますか、位置づけといたしますか、特にこの地域は、冬季の冬場のときには、大雪なんかの災害も発生をするわけでありまして、避難所運営等もとても大変だろうと思うんです。こういうこの感染症等に対するこの今回のBCPというのは、どのようなこととしてあるのかなと、こう思ったところでありますが、もし、御所見をいただけたらお願いいたします。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井でございます。まず、ワクチン接種につきましては、これは、基本的に申し上げますと、集団接種を市のほうで実施させていただいて、個別接種につきましては各医療機関のほうで行っていただくと。これは、保健所のほうでは、今1対3の割合ですね。ですから、4分の1の方が集団接種、そのうち全員の100%の方ではなくて、大体、今の保健所の見立てでは、75%程度の方が接種を受けられるのではないかとということで計画をさせていただいております。

この職員の関わりということでありませけれども、集団接種は、会場を駅南庁舎と、それから本庁舎のほうにも開設する予定としておりますけれども、そのほかに各エリアで会場を設定することになるわけですが、最大、この集団接種の場合は、土・日が基本となります。会場としては、本庁舎を含めて最大で4か所、接種日で最大で4か所という予定になっておりますので、職員については、これは全庁的に動員がかかっておりまして、それぞれの日に職員はその会場で、何らかのワクチン接種の業務に携わるという予定となっております。

先ほど、このBCPとの兼ね合いということをおっしゃいましたが、今回のこの改定につきましては、コロナウイルスの関係といいますのは、その避難所等でのその感染の防止の対策といったようなものが、新たな観点で盛り込まれてくるのであろうというふうに考えております。したがって、土・日に、この災害が発生した場合については、一部の職員はそのワクチンのほうに昼間従事しているという可能性がありますので、何らかのその対策案のほうに影響が出てくる可能性はありますけれども、全職員、多くの職員、大体1回当たり二、三十名だったと思いますが、多くて。ですので、大規模災害等の場合においても、各班での若干の欠員というものが出てくる可能性はありますけれども、そう大きく影響する、このワクチン接種への対応が多く影響するということは、あんまり想定しにくいのかなというのが、現在、個人的にはそういった感想を持っております。以上です。

◆秋山智博委員 すみません。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 すみません。ちょっと尋ねが不十分だったかもしれない。いや、私が尋ねたいのは、職員の方々のワクチン接種は、早期にしたほうがいいんじゃないかなということです。こういう災害時に対応をしていこうとするのに、職員の人携われる状況には、感染者の関係で携われんと、感染してしまつてということはあつてはならないので、これとは直接関係ないかもしれないけど、鳥取市の1,000名を超える職員の方々のワクチン接種のスケジュール、どうなってるんでしょうかという尋ねです。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 浅井部長。

○浅井俊彦総務部長 はい。総務部長、浅井です。失礼いたしました。職員のワクチンの接種につきましては、医療従事者ということで、保健所の職員等についてはもう既に済んでおりまして、疫学調査等で兼務がかかっている職員もおりますけれども、これも陽性者と接触の可能性が高いということで、この動員といいますか、兼務の経験者についても、既に接種は終わっているところでありまして、その他の職員につきましては、秋山委員の御意見のとおり、緊急

対応というような場合も想定されますけれども、現時点では、優先接種というようなことは予定にはされておらず、あくまでも年齢要件等に従った格好での現在に対応をさせていただくという方針で、現時点ではおります。以上です。

◆吉野恭介委員長 いいですか。

◆秋山智博委員 はい。分かりましたが、これからつくろうとするこの計画の中には、そういうことは網羅されてくるのかどうなのかということをお尋ねしたいところですが。

◆吉野恭介委員長 はい、乾部長。

○乾 秀樹危機管理部長 はい。危機管理部長、乾でございます。今般策定を進めようとしておりますこの業務継続計画、BCP、これについて、この中に職員のワクチン接種の位置づけ、あるいは、その順位づけですね、そういったものまで含めるところは、現在のところは考えていないというところでございます。あくまでも災害、被災をした場合に、優先すべき業務を整理し、そういった体制を構築するというを目的としております。ただし、その中には、感染症下における災害というものへの対応もしっかりと念頭に置きながら、この計画をつくるということを考えているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 秋山委員、よろしいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

それでは、報告事項を終わります。請願審査に入りますが、その前に説明が終了されました部署の方は、ここで御退席いただいて結構でございます。

#### 令和3年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 はい。では、請願審査に入らせていただきます。令和3年度請願第1号ということですが、地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める請願ということですが、このことにつきまして、委員の皆様から質疑、御意見はございますでしょうか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。紹介議員の方に質疑するという形を取っていいのでしょうか。まず、委員長に確認します。

◆吉野恭介委員長 はい。せっかく紹介議員、秋山委員が紹介議員になっておられますので、秋山委員のほうから一言ちょっと説明がもしあれば、それを聞いて意見を言わせてもらえたらなと思ったりもしておりますが、秋山委員、どうでしょうか。

◆秋山智博委員 はい。この請願は、毎年同じような内容で、この時期に提案をさせていただいております。内容は、ここに列記してあるとおりでありますので、本当に地方の財政が逼迫しない、それから地方が主体的に業務が遂行ができるというふうな対処を、国のほう

においても構築してほしいと、そういう、総論としてはそういう内容でのものでありますので、ぜひお願いしたいなこう思っております。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

では、加嶋委員、秋山委員に尋ねる形でも結構でございます。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。請願趣旨については、賛同したい気持ちなんですけど、請願事項も具体的なものか示されてるので、その11項目の中を少しお聞きしたいんですけども、例えば7番目で、特別交付税の配分ですけど、特交自体は多分満額っていうものを、この全国の都道府県で取り合う形になると思うので、その額としては結果的に、例えば昨年度で言えば、除雪関係で鳥取市はよかったですけども、雪が降らないことで減額だとか、そういうこともあり得るわけですね。なので、国が判断することによっては、結果論として出てきたりすると思うので、7番目の項目自体が、具体的にどういった、この諸手当の支給水準が国の基準を超えてる自治体は、もう維持してあげてほしいというのは分かるんですけども、それより激甚的なものに見舞われたところがあれば、そっちに優先していくような財源だと思ってるので、この7番目は、どういうことを言われているのかというのが1つ。

あと、もう一つは、11番目ですけども、地方交付税の法定率を引き上げるというところが、私のちょっと税の勉強が足らるので、書いてあるんですけど、この地方交付税の法定率を引き上げれば、本当に我々の自治体ですね、この市町村、それぞれ単位のもので、臨時財政対策債に頼らないでできるのかというところ、この臨時財政対策債の主語は、多分、国というふうには読んだらいいのかなと思いつつながら、でも、地方財政の確立に取り組むことと書いてあるので、地方が臨時的に自分たちで出す市債だったり、そういったものを指しておるのか、この7と11のところ具体的なイメージができなくて、そのことの説明の補足をお願いしたいなというところです。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 申し訳ない。私のほうが11項目全てについて熟知をしとるという状態ではないので、もし執行部のほうで、参考意見として少し言っていただけるものがありましたら聞かせていただけたらと思います。その上で、また加嶋さんのほうからありましたら、させていただきます。はい。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。少しこの意見書のほうの中身に、どこまでちょっと即してるかというのが分かりませんが、本市の現状と、それから、先ほどの最後の11項目につきましては、交付税そのものの仕組みをちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、7番の特別交付税の配分に当たり、諸手当の支給水準、これが国の基準を超えている自治体ということでございます。本市は超えていません。人勧がございまして人勧を尊重してやっておりますので、基本的には、交付税の中の特別交付税、普通交付税の中で算定される、いわゆる地方公務員の給料は、この人勧をはるかに超えないと、水準を超えないということになりますので、恐らく、不交付団体で、東京都なんかの不交付団体の中に超えている、支給さ

れてるところがありまして、そのところにつきましては、ペナルティーで特別交付税が減額されるというようなどうも仕組みを持っておられるようです。これに対して、そういう減額処置を行わない、逆に言えば、少ないところはですね、少ないところは交付税を増やすとかということはないんですね、国のほうとしては。なので、払い過ぎてるところだけを減額する特別処置を減額しないようにしてほしいというのが、多分この理由じゃないかなというふうに考えておりますが、本市の場合は、現時点では人勸等の労使交渉を経て決めておりますので、現時点ではこの対象にはならないのではないかなというふうに考えておりますが、ただ、特別交付税の考え方として、そういう減額措置を行うことに関してはいかがなものかなというふうな個人的な意見は持っております。

それから11番のところの地方交付税の法定率を引き上げるということでございます。令和2年度の当初予算の交付税だけを見ますと、本来交付税というのは、国が地方に代わって財源を確保するべきものというのが、これが地方交付税法に現に書いてあるものでございます。その財源は、じゃあ何を使うかという、所得税を33.1%、それから法人税は33.1%、それから酒税から50%、消費税から19.5%と。以前は三税というふうに言っておりましたけども、現在この4つの税金の今言った比率で、交付税の原資を国の財源で確保します。それが大体54.6兆円でございます、ただ全体で、交付税で必要な額が、大体63兆円ぐらい必要になっていきますので、そうすると財源が不足してしまいます。その合い差の部分確保できないので、臨時財政対策債を借りることで穴埋めをしているというのが現状なんです。ですから、先ほど少し議案で説明しましたけれども、うちの交付税は、大体220億とかあります。そのうち、実は臨時財政対策債が26億円ありますので、この本当は2つをセットで交付税の算定額、本来もらうべき額なんですね。ただ、先ほど言いました所得税・法人税・酒税では足りないので、臨時財政対策債というもので、市のほうの財源を確保するというところでございます。ですから、ここで言われているのは、そういう臨時財政対策債ではなくて、そもそもの税法を上げることによって、しっかりと地方交付税法に沿った対応をしてくださいというような趣旨の御提言ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。よろしいですか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。そうしましたら、趣旨には賛同したい気持ちはありますが、鳥取市の議員としては、その7番については本市は該当しなかったりもするので、これを削ってなると、また紹介議員のたくさんの方からこの御意見頂くのかもしれませんが、このところの考え方と、順位として、やっぱりどうしても削れないので、これが11番目に来るだとか、よその自治体のことまでを考えていくというのがこの委員会の総意で、この後、討論になっていくんでしょうけれども、そうですね、今聞いたところでは、7番目のところというのは、あんまり強く言わなくてもいいのかなというところですね。

あとは11番目の地方交付税の法定率の引上げのために財源がないということで、今度は所得税・法人税・酒税・消費税が上がっていくというような逆転現象といいますか、臨時債に頼らないために、じゃあ徴収しないといけませんよねというような流れになるのは、少し怖いなというのは、今個人的な意見ですけれども、あくまで毎年のことですので、このまま自治労さん



の意見を出していくというのが、紹介議員の秋山さんに尋ねたいところで、この請願事項については、変更は利かないのかどうかを、秋山議員にお尋ねをしてみます。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。今、加嶋委員からありましたが、はい、提案どおりでお願いしたいと思っておりますが、7番目について、また再度ちょっと執行部のほうにも、また追加で参考意見を頂きたいんですが、今、たまたま鳥取市がこれには状態ではないからということだけれども、全国的にはこれで減額を受けているところもあつたりするんだろうと思いますので、そもそもの話として、こういう提案をしとるのではないかと考えております。

それから、11番目については、先ほどの執行部からの御意見もあつたように、もともと地方交付税として地方にそれだけの財源が来なければいけないのに、一時的に足りないので、一時的に地方が借金をしてくれませんかという状態が続いてるから、それを解消はすべきだという内容だと思いますから、そうだとこれは、大事なことではないかなとこう思います。少しまた追加で参考御意見ありましたら、聞かせてください。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 では、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。ちょっと順番前後しますけども、先ほどの11番につきましては、市長会を通じて要望を出させていただいたりしておりますので、やはり、地方としては、臨時財政対策債に頼らない、いわゆる地方交付税として満額頂けるような、こういった制度でお願いをしたいということにつきましては、毎年度、要望させていただいてるところでございます。

それから、先ほどの7番のところでございますけれども、ここのことにつきましては、ちょっと我々の部分では、なかなか分かりかねるところがございます、他市の状況がちょっと今調べて、手元上調べておりませんので、どういう状態なのかがちょっと分からないんですけども、ただ、総務省のほうで定めている減額の措置が、いわゆる本来、人事委員会の勧告を基に、労使交渉をしながら決めていく、本来の給料のですね、お互いがそれで納得するものに対して、総務省がそれにこういうペナルティーのようなもの、措置をするということ自体が、制度のあまりよくないというような御意見ではないかなというふうに、ちょっとこれは個人的な意見でございますけど、そういうふう感じてるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 秋山委員、いいですか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員、よろしいですか。そのほか御意見、質疑ありますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。1～11まであるんですけども、大体、いわゆる国にしっかりといるんな意味で財源を、財源保障を求めることは本当に必要なことだと思います。それで、4番目のところで、どんどんこう自治体のデジタル化が進められていくということで、それで、ここに書かれてある自治体業務システムの標準化、これについての目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなどということ、そこに触れて書いていただいているということで、

ここが、私たちの要求は、これより先のことなんだけど、この請願でいえば、ここが共通の一致点になれば、これが鳥取市議会の一致点だなということで、それも本当に十分理解できるなと思いましたが、デジタルシステムの標準化による大手企業の、そこがもう独占することになんていうか、そういうこともきっちりとうたわれてるので、私は本当に、この4番、そこまで書いていただいたなと思って見ました。あとは、大体、例年上げられてることにコロナの状況を踏まえて書かれているなということで、賛同しています。

7番のところなんですけど、私も、鳥取市はどうなってるのかなと思ったんですが、先ほど、市は超えてないということなんですけれども、大体いろんな意味で、国は減額措置を行ってくる、そういうやり方を導入してるので、この7番については、こういう諸手当等の支給水準ということで、限定された言い方はされてますけれども、私は、幾ら鳥取市がそういうことがないにしても、やっぱりこの特別交付税、こういったものに減額措置を設けてるってということ自体は、やっぱり国は改めるべきことだと思いますので、これについても賛同したいと思いますので、全体的に、この請願には賛成したいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。じゃ、よろしいですか。御意見がなければ、採決に行きますけども。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はございますか。討論はございますか。

◆秋山智博委員 あの。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 最初にも申し上げましたが、地方の財政を不完全な状態にならないようにするための請願でありますので、ぜひとも賛成をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか討論ございますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。私も賛同、賛成の立場で討論させていただきます。補足説明もありましたが、地方六団体の首長の意向もあるということですので、今回出されている請願に賛同したいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。私もこの請願には賛成の立場です。やはり、ここに書かれてありますように、やっぱり地方の財源っていうのは、本当に今大変で、そんな状況が毎年毎年あるんですが、やはり、本当に市民のために行政を行っていくと思えば、地方財源が十分に確保されるということが、本当に大前提だと思います。先ほど御紹介もありましたけれども、やはり、それは国がしっかりと整えると、確保すると、そういうことがうたわれてる以上は、やはりそこを、国がしっかりと責任を果たすべきだと思いますので、やはり、そういったことをあらゆる角度で求めている請願だと思いますので、賛成です。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。賛成の討論が続いておりますが、そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。では、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、令和3年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める請願を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本請願は採択と決定いたしました。

はい。採択されました。本請願は、意見書提出を求める請願でありますので、委員会提出議案として意見書を提出することとなります。意見書が請願者から提出されておりますが、本案、提出先等については、御意見はありますか、ありませんか。

◆加嶋辰史委員 委員長に一任。はい。

◆吉野恭介委員長 はい。では、これより意見書案を作成してまいりますので、次回委員会で確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

それでは、これで総務部と危機管理部を終わります。ありがとうございました。

( ) ありがとうございました。

午後0時15分 休憩

午後1時17分 再開

#### 【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、総務企画委員会を再開いたします。

企画推進部に入ります。まず、高橋企画推進部長に御挨拶をいただいた後、4月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いします。

○高橋義幸企画推進部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、高橋部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。企画推進部長の高橋でございます。本日は、よろしくお願いたします。

それでは、これより企画推進部の説明をさせていただきます。本日は、議案といたしまして、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算、それから、また、報告の第3号といたしまして、繰越明許費繰越計算書について御報告させていただきます。また、そのほか、公立鳥取環境大学の現在の状況についても御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、補正予算につきましては、歳入は、情報政策課の無線システム普及支援事業費等補助金など、こちらで、そういった事業で1億6,109万9,000円となっております。それから、歳出につきましては、国の委託事業として、連携中枢都市圏ビジョンの調査・研究をする、麒麟のまち創生推進事業費、また、JETプログラムによる交流員を配置する、国際交流員配置事業費、それから、先ほど、歳入のところでもお話をいたしましたけれども、無線システム普及支援事業費など、総額で3億2,378万8,000円の計上をさせていただいております。

また、報告第3号の繰越明許費繰越計算書につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用した各種事業を、令和2年度から3年度に繰越しをいたしていますので、報告をさせていただくものでございます。

さらに、鳥取環境大学の現状の報告につきましては、毎年この6月に、入試の状況でありますとか、在籍の状況、それから就職の状況、こういったものを御報告させていただいております。詳細につきましては、それぞれ担当の課長が説明をさせていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。

初めに、先ほど委員長さんからもございましたが、4月に異動した職員が自己紹介をさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。失礼いたします。本年4月の組織改正で、それまでの創生戦略室から、地方創生・デジタル化推進室ということで、地方創生とDXのほうも担当させていただくことになりました、室長の上田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○松本 縁秘書課広報室長 失礼します。4月から、秘書課広報室室長を拝命いたしました松本縁です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大田斉之国際交流プラザ所長 国際交流プラザ所長ということで、大田斉之でございます。本委員会には引き続きということになりますけど、よろしくお願ひします。

○中川直人秘書課課長補佐 失礼します。本年4月1日の異動に伴いまして、秘書課課長補佐を拝命しました中川と申します。よろしくお願ひいたします。

自己紹介、以上となります。よろしくお願ひします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

#### 議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案に早速入ります。議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○山根寿彦情報政策課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課の山根でございます。では、議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の企画推進部所管に属する部分の説明をさせていただきたいと思ひます。説明資料につきましては、お手元の資料1の補正予算説明資料のほうで説明をさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。はい。では、2ページのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。款15国庫支出金の国庫補助金、総務費補助金でございます。予算資料は17ページのほうになります。これは、冒頭、（無線システム普及支援事業費等補助金）で、9,318万4,000円を増額するものでございます。これは、冒頭、部長のほうの挨拶にもございましたけれども、昨年度から進めております、鳥取市高度無線環境整備工事に、青谷地域北部の増工に伴う財源として計上させていただくものでございます。この事業につきましては、

この後、歳出のほうで詳しく説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。続きまして、委託金、総務費委託金、総務費委託金、予算ページは17ページでございます。（多様な広域連携促進事業費）でございます。これは、総務省の委託事業といたしまして、地方自治体の広域連携の取組を支援し、各地域で行っている優良な取組、そういったものに支援をしながら、全国に発信し、広げていくことを目的としております。委託料は上限1,000万円ということになっておりますが、989万9,000円、歳入として頂くものです。歳出のほうで、事業、詳細は報告を説明させていただきます。以上でございます。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課の福山です。続きまして、諸収入、雑入の中の（鳥取世界おもちゃ館委託料返納金）です。補正額は762万2,000円の増です。これは、鳥取世界おもちゃ館の令和2年度の指定管理料、これの余剰分を返納金として繰り入れるものであります。歳出の部の（鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金）の財源となるものです。

○大田斉之国際交流プラザ所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 大田所長。

○大田斉之国際交流プラザ所長 はい。国際交流プラザで、今回2件上げさせていただいています。1つが、4月13日の強風災害によって屋根がめくれた、その修繕ということで、この2ページが一番下の89万4,000円でございますが、これは災害共済を活用するものでございます。

次のページで、3ページでございますが、補正額710万円、これは、エアコンの、歳出のほうで説明しますが、空調設備に係るものを、緊急防災・減災事業債の起債を活用するものでございます。以上でございます。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策の山根です。続きまして、同じく総務債の（過疎対策事業債）でございます。こちら、先ほど補助金のところでも説明いたしました、鳥取市高度無線環境整備工事の財源といたしまして、4,240万円の増額を計上するものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。続きまして、歳出に入らせていただきます。ページ、4ページ目をおはぐりくださいませ。総務費、総務管理費、企画費、総合企画費、（麒麟のまち創生推進事業費）でございます。予算書ページは25ページ、事業別概要は17ページでございます。これは、令和4年度、次期ビジョン、策定させていただくこととなります。それに向かいまして、今年度は、各地域、圏域の課題、その抽出でありますとか、分析を行う

ことを、そのような基礎調査をさせていただくことになります。圏域の現在の人口動態や、都市機能の利用実態でありますとか、産業構造の分析でありますとか、そういったものを今年度調査させていただきまして、来年度、ビジョンの策定に向けて事前に行うものでございます。以上でございます。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。続きまして、企画費で、細目5の地域情報化推進費といたしまして、869万円の増額を計上しております。事業別概要は20ページの下段になります。これは、本市が保有するスポーツ施設や文化施設につきまして、市民が利用する際に、インターネット経由で利用申込みや空き状況の照会ができるシステムを、平成25年から、県と共同利用して運用しております。このたび、新型コロナウイルス対応の一環といたしまして、公共施設の利用における対面接触の回避を目的に、対象施設の増加や、利用料支払いのキャッシュレス化への対応を行うものでございます。このたびの予算計上は、基礎データを登録するための費用や、操作研修などの初期費用を計上するものでございます。以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、同じく企画費の中の鳥取世界おもちゃ館運営委託費等の中の（鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金）であります。補正額は702万9,000円です。これは、指定管理者である公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が、周年記念事業等の実施のための基金を設置をしています。県・市は、指定管理者との協定に基づきまして、返納される前年度委託料剰余金の一部を積立金として補助をしています。その他財源は返納金になります。

続きまして、その下です。同じく企画費の中の国際交流促進費の中の（国際交流員配置事業費）であります。補正額は68万1,000円の増であります。これは、現在のドイツ語及び英語担当の国際交流員が、5年の任期満了により退任することを受けまして、国の制度でありますJETプログラムを活用し、新たな交流員を配置をするものです。

続きまして、同じく国際交流促進費の中の（国際交流費）であります。補正額は255万5,000円の増であります。これは、平成13年のドイツ・ハーナウ市との姉妹都市提携から、本年11月で20周年となります。これを受けまして、鳥取ハーナウ協会、あるいは、わらべ館などと連携しまして、メッセージ交換やパネル展などの記念事業を実施をするものであります。以上です。

○大田斉之国際交流プラザ所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 大田所長。

○大田斉之国際交流プラザ所長 はい。続きまして、(学習・交流センター施設管理費)895万4,000円の補正額でございます。先ほど言いましたように2点ありまして、1点が、屋根の修繕。4月13日に強風で剥がれたということで、仮設でビス打ったんですけど、その先週か、その前で

もう一回剝がれてちょっと直してるところですけど、ちょっと急ぐということで取組のほうは進めさせてもらってますけど、その金額は179万円でございます。

もう一点が、空調設備。これは、エアコンのガスヒートポンプエアコン10系統のうち、1系統は故障、2月頃故障したと。これは、ちょうど公民館の大会議室、小会議室のとこですし、災害の、市の避難所にもなってるということで、至急ということで、このたび上げさせてもらっておりますが、それが716万4,000円でございます。いずれにしても、建物自体はもう二十四、五年になるんですが、機器関係共に直す必要が出てきたということで、年次的に、このガスヒートポンプエアコンについては直していく必要があるというふうに考えています。以上でございます。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 続きますは、資料のほう5ページにお進みください。有線テレビジョン放送施設管理費といたしまして、2億8,486万1,000円の増額を計上しております。事業別概要は21ページの上段になります。これは、現在進めております鳥取市高度無線環境整備工事の対象エリアに、新たに青谷地域北部を追加するものとなります。ここににつきましては、ちょっと経過につきまして、少し詳しく説明をさせていただきたいと思っております。説明資料、次のページの6ページのほうを御覧いただきたいと思っております。はい。

まず、事業の概要でございます。これは、光ファイバーによる超高速なインターネット環境が、NTTなどの通信事業者が未整備の地域に対して、本市が所有するケーブルテレビ網を活用した環境整備を、国庫補助事業を活用して行おうとするものでございます。このたびの青谷町北部を追加するための事業費といたしましては、2億8,486万1,000円となります。

3番、今度は、この工事の追加に至った経過といたしましては、現在の進めております工事は、本年1月に契約を締結いたしまして、設計並びに工事のほうを着手して、今のところ進めてきたところでございます。そこで、本年度に入りまして、4月に同事業の追加募集、国のほうからの追加募集が開始されまして、その中では、令和3年度での事業完了というものが必ず必須という条件はございましたが、逆に、既存のケーブルテレビ施設の改修の場合には、通信事業者と競合した施設でも対象としていいというような、条件緩和も逆になされましたことから、追加募集の検討をさせていただいたところでございます。

その結果、選定理由のところにもございますが、まず1点目には、塩害などによる設備の老朽化が著しい地域であって、なおかつ2点目の、年度内工事に、工事が完了できる規模といったものを勘案いたしましたところ、青谷町北部というのが一番適しているということもありまして、そちらのほうを選定したところでございます。

施工方法と受注者につきましては、現在の契約を受注しております、NTTフィールドテクノ中国支店と交わしました工事請負契約のほうを、これ、増工いたしまして、実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

今後のスケジュールでございますが、本議会での予算の議決をいただきましたら、速やかに業者のほうと仮変更契約のほうを締結いたしまして、以後、直近の議会におきまして、本契約

変更の締結に向けた提案をさせていただきたいというふうに考えております。その後は、変更後のエリアにつきまして、年度内に工事を完了させるということを目指しまして、令和4年度からのサービス提供を目指していきたいというふうに考えているところでございます。説明は以上でございます。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。文化交流課、福山です。続きまして、同じく企画費の中の城下町とっとりまちづくり推進事業費であります。その中の（歴史的建造物保存活用事業費）であります。補正額は36万9,000円の増です。これは、本年3月の強風によりまして、指定管理施設であります城下町とっとり交流館高砂屋、これの脇門の扉が破損したことを受けまして、国の登録有形文化財としての外観維持や、不法侵入防止の観点から、修繕を実施をするものであります。

続きまして、最後です。教育費の中の社会教育費の中の文化振興費の中の（文化芸術推進事業補助金）であります。補正額は75万円の増であります。これは、用具の老朽化に伴いまして、活動を休止しております麒麟獅子舞の保存会、これが、復活に向けて実施をします用具の整備、これに対する支援を行うものであります。

以上で、企画推進部6月補正予算の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。御説明をいただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 報告第3号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告第3号繰越明許費繰越計算書についての説明を、執行部お願いいたします。

○松本 縁秘書課広報室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、松本室長。

○松本 縁秘書課広報室長 はい。秘書課広報室、松本です。では、報告第3号繰越明許費繰越計算書につきまして、企画推進部所管の部分を順番に説明させていただきます。説明のほうは、この付議案のほうでさせていただきます。初めに、付議案の46ページをお開きください。上から5段目、5段目になります市政広報費です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国3次補正）というところを御覧ください。

これは、この予算は、令和3年2月議会で御説明いたしました。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種ですとか、感染予防などの広報に係る経費として計上しております。具体的には、新聞の折り込みチラシやテレビスポットCMなどを作成する経費でございます。金額は



1,434万3,000円、増額を繰り越しております。財源としましては、国庫支出金が1,147万4,000円、一般財源が286万9,000円となっております。説明は以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。続きまして、その3つ下ですね。外国人住民相談機能強化事業ということで、繰越額は47万1,000円であります。これは、新型コロナウイルス感染の拡大によりまして、対面による情報提供とか、あるいは相談対応を行うことが難しくなっていたということ踏まえまして、国際交流プラザなどにおいて、オンラインによる情報発信、あるいは相談業務、あるいは各種語学講座等のライブ配信、こういったものを行うために、必要な機器を整備するものであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。では、続きまして、資料のほうの2段下になります。超高速情報通信基盤整備事業でございます。前年度から工事費見合い部分の20億6,039万9,000円を繰越しております。これは、先ほど御説明いたしました超高速情報通信基盤整備事業の事業費の中で、工事費、請負費に係る部分の全額を繰越したものでございます。以上です。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。そうしましたら、その次の段を御覧くださいませ。市内学生支援事業費でございます。これは、本市に所在する大学及び専門学校等に対して、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生を支援するというを目的として行っておる事業でございます。中身としましては、大学等が学生を臨時的に直接雇用される事業ということでございます。予算計上1,600万円させていただいておりますが、その全額を今年度に繰り越させて使わせていただくものでございます。

続きまして、その下でございます。受験生等PCR検査費用補助金でございます。こちらにつきましましては、受験生等が県外の大学等受験し、帰省されたとき、自主的なPCR検査の検査をされる費用というものを補助するというものでございます。予算額は6,302万8,000円ございました。その中で、令和2年度に広報に係る経費、それから事務的な経費、それと、令和2年度に支出させていただいた補助金の分を差引きさせていただきまして、6,142万3,000円を令和3年度に繰り越して使わせていただくものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。続きまして、1つ下の鳥取市DX推進事業でございます。繰越額は、9,356万5,000円の全額を繰越しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本庁・総合支所の空き会議室を利用したサテライトオフィスの拠点の創出や、FM鳥取放送を鳥取西道路、鳥取道のトンネル内でも聴ける環境を整備するための費用として事業をしていくものです。全額を繰越しております。以上です。

○福山博俊文化交流課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 福山課長。

○福山博俊文化交流課長 はい。最後です。資料58ページをお開きください。上から4段目、社会教育費の中の文化芸術のまちづくり推進事業であります。繰越し、承認いただいていた額は307万円でありましたが、このうち、令和3年度に268万4,000円を繰り越しております。中身としましては2つありまして、1つは、文化施設等にサーマルカメラ、非接触型の体温測定器機器、これを導入するもの。もう一つが、令和2年度にも実施をいたしました。文化団体等の活動紹介、あるいは地元ゆかりのアーティスト活用の取組に対する支援、こういったものを、令和3年度においても継続するものであります。このうち、先ほど申しましたサーマルカメラ3台、これを令和2年度中に購入をし、市民会館等に配置をしているところであります。以上で説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

本件につきまして、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。一応、これ、全部繰越しってということなんですけど、企画のほうで、46ページの下から4つ目の受験生等PCR検査費用補助金、これは、もう申請が5月末かなんか、そういった締切りだったんじゃないのかなと思うんですけど、実際、繰越しの金額はこうなんだけれども、幾ら残ったのかっていうか、幾ら使われたのか、それは分かりますか。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。令和2年度、予算計上させていただきまして、令和2年度では、申請件数が49件、補助件数は81件ございました。1つの申請で2件、申請、補助というものがございましたので、令和2年度は49件で、補助件数は81件ございました。今年度5月末までということで、申請受付、基本的には、現在終了しておりますが、現在のところ、今年度新たに申請いただいたものは、申請件数13件、補助件数19件ということでございまして、現在、最終的な金額、もうほぼ確定に近い段階にはなっております。今年度の繰越しの中で使わせていただいたものが20万前後というぐらいの金額になっておりまして、この事業、かなり、当初見込んだ件数よりか、かなり少ない申請だったということになってくるかなと考えておるところでございます。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。もうこれ以上使うために増えるお金はないってということで、もう5月30日が締切りだったので、6,000万ぐらい、言えば予算からは、繰り越された金額からは残るんですけど、この使わなかった予算というのが、どうなるかっていうのがすごく気になるところで、前は、この残ったものは、基金だったら、利子補給の基金だったら使えるよってということで、そっちのほうに行ったんですけど、本来だったら、本事業で、その設定をした事業で、本当にほぼほぼ使い切るのが望ましいわけですね。今回、これだけ多くの予算が残ったので、これがほかの事業に使えるのであれば、本当に早いこと新しい事業をつくってほしいんですけども、そういう使い方ができない場合は、一体どうなるのでしょうかということを教えてください。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。政策企画課、渡邊でございます。現在、財政サイドとの協議中ではございますが、この事業、国の交付金、臨時交付金を使わせていただいております。我々が申請させていただいたものは、やはり受験生に係るPCR検査ということで、それを新たに学生に支援するようなお金に回すということはできません。ですので、この事業としましては完結になりますが、交付金としましては、たくさんの交付金の項目、鳥取市役所の中で出しておりますので、そちらのほうで足りない部分には回すことができますので、交付金としては有効、しっかりと活用させていただけるということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。そういうことでしたら、本当に残った予算をしっかりと有効な使い方ができるようにしていただきたいと思います。はい、以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況についての御説明をお願いいたします。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 政策企画課、渡邊でございます。今日お配りさせていただいた資料の中で、資料2というものがございますので、御確認くださいませ。資料2の2ページでございます。公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況についての資料でございます。部長の御挨拶の中にもありましたが、毎年6月に、本委員会におきまして御報告させていただいております環境大学の状況でございます。

それでは、説明させていただきます。1、在籍状況でございます。今年度、令和3年度入学でございますが、今年度より、入学生の定員を138名から150名に定員を増とさせていただいております。令和3年度におきましては、環境学部、入学定員150名のところ159人の入学と、それから、経営学部150名の定員のところ156名の入学ということで、合わせまして、令和3年度入学生が315名ということになっております。令和2年度、令和元年度といったところの在籍生も含めまして、合計でございますが、在籍が、環境学部は627名、それから、経営学部が625名、合計1,252名という在籍状況になっております。

引き続きまして、大学院でございます。大学院のほうは、環境学専攻が入学定員が10名、経営学専攻が5名ということになっておりますが、今年度、環境学専攻は6名の入学ということ、それと、経営学専攻のほうは1名の入学で、合計7名の入学をされております。2学年の合計

ということで、環境学専攻が在籍8名、経営学専攻が在籍3名ということで、合計11名の在籍ということになっております。在籍状況は以上でございます。

続きまして、2番、入試実施状況でございます。環境学部、経営学部とございますが、先ほど申し上げましたとおり、募集定員を150名とどちらもさせていただいております。環境学部につきましては、150名の募集人員のうち、入試志願者数が556名でございました。志願倍率が3.7倍ということで、先ほど申しましたとおり、入学者数が159名、そのうち鳥取県内からの学生が26名、そのうち鳥取市内の学生が10名ということでございます。経営学部につきましては、先ほどの150名の募集の中で、志願者数が788名で、志願倍率が5.3倍ということでございました。入学者数が156名のうち、県内の学生が41名、それから、市内の学生が21名ということでございました。合計でございますが、300名の募集人数の中で、志願者数が1,344名ということで、4.5倍ということの志願倍率でございます。入学者数315名のうち、67名が鳥取県内の学生と、31名が鳥取市内の学生ということでございます。

御注目いただきたいところは、令和2年度との比較ではございますが、令和2年度合計のところ、306名の入学者数のうち、49名が鳥取県内の学生ということで、これ、16%でございました。今年度は、315名が67名ということで、21.3%ということでございます。鳥取市内の学生も、令和2年度につきましては、306名のうち30名ということで、9.8%ぐらいの学生ですが、令和3年度は、315名のうち31名ということで、こちらも9.8%ということでございます。県内入学者の割合が、16%から21.3%ということで増えてきておるということでございます。この要因としましては、この令和3年度の入試から新設をさせていただいておりますが、県内学生限定の学校推薦型の選抜、入学というものがございまして、そちらのほうで24名の入学がありました。そういったことで、県内学生の入学率が増えてきたのではないかとこのことを考えておるところでございます。さらなる入学者、県内入学者の獲得にということで、力を入れていくように大学のほうも申ししておりました。入試実施状況につきましては以上でございます。

引き続きまして、3ページでございます。就職状況でございます。この表をまた見ていただければと思いますが、卒業者、令和2年度282名のうち、就職を希望されとる方が、卒業者282名のうち、就職希望者が248名ございました。その中で、内定をした者が244名ということでございます。98.4%の内定率ということでございます。昨年度が98.7%でしたので、コロナ禍ということではございましたけれども、内定、就職状況については、大きな変化というものはないということを感じておるところでございます。しかしながら、内定者のうち、県内企業へ内定した者というものが35名ということで、14.3%でございました。また、市内の企業へ入社した者という方が24名ということで、9.8%でございます。令和元年度と比較させていただきますと、222名の内定者のうち52名が県内入社ということで、23.4%程度ができたところが、今年度は14.3%の内定率に落ちておるといところ、市内におきましても、昨年度は、222名のうち32名ということで、14.4%の内定率があったものが、今年度は、244名のうち24名ということで9.8%になっておると。どちらに関しましても、県内・市内の企業への内定というものが、割合的にかなり落ちていて、人数的にも落ちていてという状況でございます。

大学とお話をして確認したところでございますが、そちらの理由につきましては、上の文字が書いてあるところに、①、②、③、④とございますが、こういったことが原因だということでございます。①としましては、ウェブ面接というものが浸透して行って、自宅におりながら、各、東京でありますとか、大阪でありますとか、そういった大都市圏の入試、面接というものがやりやすくなって、そちらのほうに流れていったということがあるということ。②番目としましては、内定学生の早期の就職活動終了傾向、やはりコロナ禍ということがありまして、先を見通せないということで、内定が出たら早めにそこで決めてしまうというような傾向が見られたということがあります。それから、③番目としましては、県外出身の学生の地元指向ということで、やはり県外の学生も、こういった状況の中で、地元に戻って就職したいという学生の志向が見て取れたということ。④番目としましては、県内有効求人倍率の低下ということで、そういったものがやはり不安というものがありまして、県外の就職に行かれた学生が増えたということに影響を受けているのではないかと。こういった4点のことで、原因があるのではないかとというようなことを申し上げておりました。

引き続き、第2期中期目標としましては、県内就職率を30%ということで目指しておりますので、頑張っていきたいということでございます。先ほどの入試の中で、鳥取県内の学生が増えたということも、少しはいい影響を与えてくれるのではないかとということで申し上げまして、そういったことも含めながら、引き続き頑張っていきたいということでございます。

一番下の表でございますけれども、鳥取市内の就職先ということで、鳥取市内の企業に就職された方が、こういったところに就職されたのかということを一覧表にしております。鳥取市役所のほうにも、4名の環境大学の学生のほうが入ってこれられているというところでございます。

続きまして、4ページ目と5ページ目でございます。各学部ごと、環境学部、それから経営学部、そちらの学部ごとの就職先の一覧でございます。県外企業、それから鳥取県内企業ということで書いておりますので、御一読いただければと思います。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。報告ありがとうございます。すごく堅調な状況でないかというふうに思いましたので、意見させていただきます。就職状況ですけれども、平成30年がお二人決まらなくて、元年度は3人、令和2年度は4人ということで、内定率はどうしても数字で出せば下がってるようですけれども、横ばいというふうに見ていいのではないかなというふうに思います。上場企業にも就職されてる実績がたくさん見受けられますし、進学についても北大、東北大、東大、名大、京大、広大、旧帝大の大学院にも進学していくような子供たちが育っている。就職状況、進学状況をアピールして、より募集、それと、さらに入試で、もういろんな方が受験していただくように、なおかつ、県内にもPRして、この環境大学をステップに、旧帝大の大学院に入る子もいるような大学だと、この環境学部、本当に胸を張って、ぜひ応募して、受験して合格してほしいというふうに、高校生に向けてアピールしてほしいなと思います。以上、意見でした。

◆吉野恭介委員長 そのほか、御意見ありますか、質疑。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。ありがとうございます。本当にこのコロナ禍の中で、環境大学には、いろいろと本当に御尽力いただいているなっていうふうには感じてます。それで、就職先なんですけれども、就職率が下がった要因みたいなものは、分析をされてるお話を聞きましたけれども、どこを選ぶかっていうのも学生さん次第だし、実際受けてみて、必ず内定が取れるとも限らないので、その結果っていうのが、市内就職先で、ここに上げられてるところが出てるわけなんですけど、一番気になるのは、誘致企業が毎年ちゃんと募集をしてくださってるのかどうかっていうところが気になるところでして、それで、環境大学の方が受けられたけど、内定に至らなかったとか、そういったことは本当にあるわけなんですけれども、やはり、求人そのものをちょっと出してくれてるのかどうかっていうのが、経済観光部でも構いませんのでちょっと聞いていただいて、毎年1人就職されてる企業もあれば、去年はあったのに今年はないとか、やはりそういうのがあるので、ちょっとそこをまた調べていただいて、情報提供していただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔企画推進部次長兼政策企画課長 はい。今、手元に資料ございませんので、確認してまた御報告させていただきます。

◆吉野恭介委員長 そのほか、質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 いいですか。はい。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。では、執行部の入替えをお願いいたします。

#### 【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そろわれましたので、会議を再開いたします。市民生活部でございます。

まず、鹿田市民生活部長に御挨拶をいただいた後、4月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部、鹿田でございます。委員長からのお話ありがとうございました。このたび4月、6月と、人事異動ございました。委員長から挨拶と人事異動に伴う紹介ということでございましたけど、先に紹介をさせていただいて、その後、今回御説明さしあげるような内容を、その辺りを連絡させていただこうと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしく申し上げます。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。それでは、改めまして、市民生活部長の鹿田哲生でございます。  
この4月の人事異動で、環境局長より異動いたしました。至らぬ点、多々あるかと思いますが、委員の皆様には引き続きでございます、御指導、御鞭撻 賜りますようによろしく願います。

私を含めまして総勢12名おります。順次、御発言お許しただけということで、それぞれ御挨拶申し上げます。どうぞよろしく願います。

◆吉野恭介委員長 願います。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 失礼いたします。環境局長の国森でございます。環境の視点から10年後、20年後を見据えた取組を、第3期の環境基本計画に基づきまして、他部署と連携しながら進めてまいりたいと思います。どうぞ御指導のほどよろしく願います。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 失礼いたします。地域振興課課長の漆原と申します。前任は経済観光部でビジターセンターの所長をしておりました。よろしく願います。

○大島義典市民生活部次長兼市民総合相談課長 失礼します。市民生活部次長兼市民総合相談課長の大島義典と申します。よろしく願います。

○西垣隆司市民課長 失礼します。6月1日の人事異動で、市民課長をしております西垣と申します。どうぞよろしく願います。

○湯谷一也国府町総合支所長 失礼いたします。4月1日から、国府町総合支所長を務めております湯谷でございます。よろしく願います。

○岡本幸子鹿野町総合支所長 はい。失礼いたします。失礼します。鹿野町総合支所長をしております岡本幸子です。どうぞよろしく願います。

○中島 泉市民課課長補佐 失礼します。6月1日の人事異動で、市民課課長補佐になりました中島泉と申します。よろしく願います。

○角野浩重福部町総合支所副支所長 はい。福部町総合支所副支所長の角野です。よろしく願います。

○岡本秀一用瀬町総合支所副支所長 失礼します。この4月1日付で異動になりました用瀬町総合支所副支所長の岡本です。よろしく願います。

○久野明男気高町総合支所副支所長 失礼いたします。4月1日付で、気高町総合支所副支所長を拝命しました久野明男と申します。どうぞよろしく願います。

○岡田 実鹿野町総合支所副支所長 失礼いたします。この4月1日より、鹿野町総合支所副支所長を拝命した岡田実と申します。よろしく願います。

○鹿田哲生市民生活部長 挨拶は以上ですので、引き続きでよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい、よろしく願います。

○鹿田哲生市民生活部長 それでは、引き続きまして、本日の委員会開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。このたびの6月定例会、今回11日に付議案、一応提案いたしましたけれども、議案といたしましては、議案の第79号でございます、令和3年度鳥取市一般会計補正予算でございます。今回の補正予算でございますが、市民生活部並びに総合支所に関係するものとして、案件といたしますと5項目でございます。補正の総額といたしましては、1,572

万7,000円となっておりまして、その大半は、例年ですと、この時期に補正予算をお願いしております地域コミュニティ助成事業といったものがございまして。大半はこの事業でございまして、ほかの4項目、額は些少でございましてけれども、この次の9月、あるいは、その次の12月議会、さらに来年度の事業といった、今後様々な事業に係る重要な予算も含まれております。そういった点で御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

併せまして、報告の第3号ということで、繰越明許費の繰越計算書ということで、報告事項ということで上げております。市民生活部におきましては、3つの部で、ああ失礼、3つの課で案件がございまして。繰越しにつきましては、御了承いただいたところでございますけれども、現在の状況でございまして、そういったことを改めて御報告申し上げたいというふうに思っております。

また、諸議案以外でございまして、3件報告をさせていただきたいというふうに考えております。1件目は、御案内のとおり、これまで過疎法と言っておりました、この法律が、改めて時限が来たということで、今後また10年間、この4月から施行されたということでございます。これに伴いまして、様々な事務が変わっております。そういった点を少し触れさせていただいて、御了解いただきますとともに、また次の議会でも、いろいろと御相談させていただくことがございますので、併せて御説明申し上げたいと思っております。

また、この4月から、第11次の総合計画スタートいたしましたけれども、新市域の振興ビジョン、これの改訂も併せて行うこととしております。この辺りの状況についても、併せて御説明をいたします。

報告事項の3件目でございまして、昨年度末に、公用車での物損事故がございましたので、これの御説明をさせていただくということで予定をさせていただいております。

限られた時間でございまして、丁寧な説明に心がけますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

#### 議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 では、早速議案に入りたいと思います。議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○西垣隆司市民課長 はい。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。市民課の西垣でございます。それでは、総務企画委員会、市民生活部、環境局、総合支所に係る補正予算について説明申し上げます。予算書、事業別概要、委員会資料1を使って説明いたします。

まず、資料1の2ページ目を御覧ください。資料1、2ページ目です。予算書ページは25ページ、事業別概要は23ページ上段となっております。

総務費、総務管理費、一般管理費、総合窓口管理事務費、補正額は2万4,000円、補正額の財源内訳は、全額一般財源となっております。



続きまして、予算書の25ページを御覧ください。予算書の25ページですけれども、説明欄の上段、総合窓口管理事務費、これの2万4,000円の内訳ですけれども、報償費が2万円、需用費が1,000円、役務費が3,000円、合計2万4,000円となっております。

続きまして、事業別概要23ページの上段を御覧ください。はい。事業別概要23ページの上段ですが、総合窓口管理事務費、こちらについて説明をいたします。事業の内容ですが、市民総合窓口の業務委託が、令和4年3月31日に終了することに伴い、次期受託事業者を選定するための経費を計上しております。現在は、証明書発行等業務、総合案内、フロアコンシェルジュ業務を業務委託しております。1階のその他の業務については、今後どのように運営していくのいいのかを現在検討しております。業務委託の終了に伴い、公募型プロポーザルで事業者選定を行うに当たり、包括外部監査の意見を踏まえて、民間の視点を取り入れ、窓口業務でのさらなる市民サービスの向上を図るため、外部委員、これは2名ですけれども、選考委員会に入らせていただくことといたしました。今年度当初予算段階で、プロポーザル選考委員に外部委員を入れることは想定していなかったため、このたび6月補正で外部委員2名の報償費等、選考委員会2回分ですが、これを計上したものでございます。なお、この経費は、市民総合窓口業務の分だけとなっております。今後のスケジュールですけれども、9月定例会にて、次期委託期間分の債務負担分の計上、12月定例会総務企画委員会にて、委託事業者の報告、このような見込みで現在準備を進めているところでございます。以上でございます。

○湯谷一也国府町総合支所長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、湯谷支所長。

○湯谷一也国府町総合支所長 はい。国府町総合支所、湯谷でございます。同じく委員会資料を御覧いただきたいと思っております。次に、目財産管理費の1（国府町総合支所管理費）でございます。予算書は25ページ、事業別概要書は46ページ上段となります。併せて御覧いただきたいと思っております。

まず、このたびの補正でございますけれども、誤って継続徴収をしておりました6本分の電柱敷地料、これを中国電力へ返還いたしますため、2万3,000円の追加をお願いするものでございます。これは、令和3年度の電柱敷地料算定に当たりまして、中国電力と双方で確認作業を行いました際に、平成30年度中に撤去、もしくは、移転済みの電柱6本分が残っていたことが判明したものでございます。経緯を調べましたところ、平成31年4月1日付で、使用目的変更の承認済みの内容でございますけれども、これを反映し忘れたということが原因でございました。なお、実際の撤去及び移転につきましては、平成31年2月に実施されたものであったことから、令和元年度分及び令和2年度分が還付の対象でございます。御迷惑をおかけいたしました中国電力に対しましては、おわびをいたしますとともに、還付金の処理について御了承いただいたところでございます。なお、今後の再発防止に向けましては、改めてダブルチェック体制の重要性について、支所全体の問題として共有をいたしまして、体制構築を徹底するよう指示をしたところでございます。以上でございます。

○九鬼栄一河原町総合支所長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 九鬼支所長。

○九鬼栄一河原町総合支所長 はい。河原町総合支所、九鬼でございます。同じく、委員会資料の2ページ、上から3番目になります、(地域おこし協力隊事業費)です。予算書は25ページ、事業別概要は46ページ下段でございます。総務費、総務管理費、企画費、新市域特別新興費、(地域おこし協力隊事業費)として、河原町西郷地区に赴任している地域おこし協力隊1名の居住環境を改善するための転居に伴う家賃の差額分、及び、通勤手当として33万3,000円を予算計上をさせていただきました。河原町西郷地区の地域おこし協力隊は、昨年2月に着任し、本年6月で1年5か月が経過しようとしています。着任当初より、現在の住居であるゲストハウスの1室を間借りする形で生活してきましたが、部屋の面積が11平方メートルと狭いことや、短期滞在者との共有部分が多いほか、地域団体や工芸作家との会合の場所としても使用されており、プライバシーの確保が困難な状況となっております。このたび、地域内に、賃借可能な空き家が見つかりまして、住居として十分なスペースが確保できることから、転居を考えておりまして、その家賃の差額分と、通勤距離が延びることにより、支給対象となる通勤手当について、増額補正をさせていただこうというものでございます。以上でございます。

○谷口恭子協働推進課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。すみません。協働推進課、谷口でございます。同じく、11諸費、06地域振興費について御説明を申し上げます。予算書は26、27ページ、事業別概要は22ページでございます。

まず、予算書の27ページ上段に書いてあります地域振興費1,534万7,000円分が、協働推進課分でございます。そうしましたら、資料2ページのところでございますが、まず、(自治振興費)でございます。こちらは、用瀬町の鳥居野集会所を自治会に無償譲渡するに当たりまして、老朽化に伴う修繕費、外壁の一部にひび割れ部分がございます、こちらのシーリング経費と、集会所の照明4基全てを取り替える修繕費用24万7,000円を計上するものでございます。経過につきましては、もう一枚資料をお配りしておりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。A4の縦長の資料でございます。

鳥居野集会所の地元譲渡に向けた取組についての経過のところを御覧いただければと思います。この鳥居野集会所は、鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例に基づく市有集会所でございまして、特定地域の方で御使用される施設であることから、鳥取市の市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針というものがございまして、これに基づきまして、地元自治会への受入れが整った集会所から、順次譲渡を進めてまいりました。市有集会所施設は全部で49施設ありましたが、譲渡を進めておりまして、現在では、この鳥居野集会所も含めて残り4施設となっております。用瀬町の鳥居野集会所につきましては、令和3年の1月に、鳥居野自治会から、市に譲渡を求める要望書が提出されました。その後、4番の今後の予定を御覧いただければと思います。議決をいただきましたら、この施設修繕を行いまして、9月の定例会では、関係議案の2件、1つは、鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例から、鳥居野集会所を削除する一部改正の条例案でございます。もう一点は、無償譲渡を行いますので、市有財産の無償譲渡に関する議案を上程させていただきたいと思っております。以上でございます。

すみません。次に、地域コミュニティ支援事業費について御説明をいたします。これは、一般財団法人自治総合センターから、コミュニティ助成事業の採択を受けまして、地域コミュニティ活動を行う団体2件に、助成を要する経費でございます。補正額は1,510万円、財源内訳はその他財源で、全て自治総合センターのコミュニティ事業助成金になります。事業の内容につきましては、事業別概要22ページの下段を御覧いただきたいと思っております。

事業の内容の1件目は、一般コミュニティ助成事業で、補助率は10分の10、限度額は250万でございます。城北地区のまちづくり協議会が、アルミステージの整備をしたいということで、申請を受けているものでございます。城北地区では、議決をいただきまして申請を経た後、7月にステージを購入する予定だと伺っております。このステージは、文化祭ステージ発表や教室、サークルの発表会で活用し、住民同士の交流をより一層深めたり、サークル活動の活性化を図りたいということで伺っております。

2件目は、コミュニティセンター助成事業で、補助率は5分の3、限度額は1,260万でございます。こちらは、若葉台北2丁目町内会が、集会所を建設する費用となっております。若葉台北2丁目町内会は、平成13年1月に発足しまして、納涼祭や健康づくり教室、防災訓練など、活発な町内会活動を行っておられます。ですが、集会所施設を持たずに、若葉台地区公民館を使用しておられました。そうなりますと、使用が限られてしまうのと、集会所地域から公民館まで1キロあるということで、高齢の方には御不便であったそうです。集会所建設につきましては、平成25年ぐらいから、アンケートや座談会を行われまして、建設に向けた協議を重ね、令和2年の8月の臨時総会で決議をされました。集会所の内容ですけれども、木造平屋建て、総事業費約2,200万円、集会所の建設費用は、この地域コミュニティ助成金1,260万円と積立金のほか、鳥取県の市町村振興協会の低利融資を活用されると伺っております。今後は、議決をいただきましたら、12月前には工事を終える予定と伺っております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

じゃ、報告事項に入る前に、説明の終了されました部署の方は、ここで退席いただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

### 報告第3号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、会議を再開します。

それでは、報告に入ります。まず、報告第3号繰越明許費繰越計算書について、執行部の御説明をお願いいたします。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 漆原課長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。

◆吉野恭介委員長 次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 繰越明許費、計算書でございます。報告第3号でございます。資料のほうは、定例会付議案の46ページ、47ページをお開きください。こちらをもちまして、御説明に代えさせていただきたいと思っております。

地域振興課分でございます。上から7番目のとっとり暮らし情報キャッチアップ事業でございます。これにつきまして、総務費、総務管理費の繰越明許費を行わせていただきました。これにつきましては、令和3年2月定例会におきまして、2月補正予算で説明させていただきましたが、国の第3次補正である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に呼応したものでございます。金額は887万7,000円、そのうち、国・県支出金が710万2,000円、そして、一般財源が177万5,000円でございます。

事業の概要につきましては、コロナ禍で、対面での相談が制限される中、本市の魅力や、とっとり暮らしのイメージを積極的に発信させます、移住相談等専用ウェブサイト構築するような経費でございます。現在の進捗状況につきましては、令和3年4月1日に、移住・交流情報ガーデンを運営している、本市の移住・定住施策の一端を担っていただいております一般財団法人鳥取開発公社と業務委託契約を締結いたしまして、サイト構築に向けた準備を進めている状況でございます。以上です。

○西垣隆司市民課長 はい。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。続きまして、市民課の西垣です。続きまして、48ページ、49ページを御覧ください。はい。上から4段目です。同じく戸籍住民基本台帳費、スマート窓口システム構築事業、金額は3,973万2,000円のうち、令和3年度3,543万835円を繰り越しましたので、報告させていただきます。財源内訳は、全額国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,543万835円です。補正時期は、令和2年度7月臨時補正、事業内容は、市民課の住民異動の窓口で、タブレット端末を使用して速やかに手続を行う住民異動受付システムを導入するもので、内訳は、全額委託料となっております。進捗状況ですけれども、令和3年2月に契約を締結いたしました。現在、具体的な運用方法について委託事業者と協議が終了し、現在はシステムの開発、つくり込みに入っております。令和3年度中には完成させまして、令和4年4月から運用開始として、現在準備を進めております。これによりまして、窓口での待ち時間短縮を図り、一層の市民サービスの向上を図っていくこととしてまいります。以上でございます。

○谷口恭子協働推進課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、谷口課長。

○谷口恭子協働推進課長 はい。協働推進課、谷口でございます。同じく付議案が58ページ、59ページをお開きいただきたいと思います。社会教育費、4の社会教育費の上から4番目、地区公民館感染症対策事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（第3次補正））分

でございます。金額は474万1,000円、こちらは、令和3年度に、全額474万1,000円を繰り越しましたので、報告をいたします。財源内訳といたしましては、この第3次補正分、総務費、国庫補助金になりますが284万4,000円、一般財源が189万7,000円でございます。経過といたしましては、この第3次補正分に呼応するため、令和3年1月の臨時補正予算にて、地区公民館の感染症対策事業費といたしまして、手指消毒用のアルコール消毒液等の衛生用品の購入費として計上したものでございます。現在、公民館1館当たり2万5,000円を再配分しております。各館では、感染症対策の消耗品、例えばアルコールディスペンサー、自動でアルコールが噴射する固定型の機械ですとか、飛沫防止用のパネルパーティションなどを購入している状況でございます。アルコール消毒液は、協働推進課で一括購入する予定としておりまして、5月に行いました在庫状況調査では、ほとんどの館でまだ在庫があるという状況でございます。今後は、各館の在庫状況や年間の利用者数に応じた配分を計画しているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

それでは、3つの課につきまして、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。48ページ、上から4段目、スマート窓口システム事業についてお聞きします。システムの構築を請負者がもう始められたということですが、もともと1年間かかる予定だったのか、導入時期は来年の4月っていう予定ということで、もう少し本年度中にと考えていたんですけど、もともとそういうスケジュールだったのかお尋ねします。

○西垣隆司市民課長 はい。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。この住民異動受付システムですけれども、当初、提案があった事業内容、提案があった内容に加えまして、鳥取市独自のカスタマイズ分を加えようと、しばらくの間交渉しておりましたので、契約締結までに少し時間がかかってしまったという次第でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。その契約締結までお時間がかかるのは仕方ないとしても、開発時間を縮めて、本年度中にできるできないの話をされたのかどうか、そこもお聞きします。

○西垣隆司市民課長 はい。

◆吉野恭介委員長 西垣課長。

○西垣隆司市民課長 はい。契約締結後、開発に入りまして、運用開始までの間、時間がかかっているという経緯ですけれども、やはり、タブレット端末を使用してシステムに情報を取り込むという作業が、鳥取市のほうでもあまりなかった事例になりますので、少し開発も、ちょっと慎重にシステムを構築していく必要があるということで、時間を要しているという次第でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。以下、答弁は求めません。意見ですけれども、コロナ対策ということですので、非接触のためにされた事業だと思imasるので、なるべく早く導入することで、その効果が上がらないといけないものについては、予算を足して早まるものであれば、そうしていかざるを得ないと思うんですけれども、現行のまま繰越し繰越しというふうになっていく、その予算だけじゃなくて、スケジュール感のほうも、引き続き委員会のたびにチェックしていこうと思imasるので、引き続き報告等をお願いしたいと思imas。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。

○西垣隆司市民課長 はい。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 いいですか。はい。なしと認めます。

#### 鳥取市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、鳥取市過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての御説明をお願いいたします。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。それでは、総務企画委員会説明資料、すみません、地域振興課、漆原でございます。資料2の総務企画委員会説明資料の2ページをお開きください。

鳥取市過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、今までもございましたけれども、今後、この過疎地域の自立に向けて持続的発展を実現することが重要であるといった認識に立った上で、旧法の過疎地域の自立促進から過疎地域の持続的発展ということで、過疎法が見直しされました。この過疎地域の実情に応じて実施する施策に対しまして、特別措置が講じられるようになります。そのため、議員立法として、これは全会一致でございますけれども、令和3年4月1日でございますが、本過疎法が、新たに10年間の時限立法でございますが、成立いたしました。

新過疎法の概要でございます。1つに、今後の過疎対策を見据えた基準年を見直しいたします。人口減少率が、今まで昭和35年になっておった部分があるんですけれども、これが、昭和50年に見直しになりました。ただし、激変緩和措置を行いまして、現行過疎地域については、法制定時に限り、昭和35年を併用するといったことがございます。

（2）市町村の実態を踏まえた平成の合併による合併市町村の特例ということで、本市も、これに該当いたします。合併前の市町村の区域を過疎地域に指定できるということで、本市は一部過疎といったような形で適用になっている事業等がございます。一部過疎の財政力要件が、平成の合併による市町村の構成比の変化等を踏まえまして、財政力指数が、市町村平均の今ま

で0.51と、財政力指数が0.51以下という市町村でないとは該当しなかったんですけども、本市におきましては、市平均0.64以下に設定されたことによって、本市も該当するような形になっております。

上記（1）・（2）によりまして、本市における一部過疎地域として、これまで指定されておりました旧用瀬町、旧佐治町、旧青谷町に加えまして、旧河原町も指定されることになりました。

（3）の過疎対策事業債でございます。これが、今後、私どもも関わってくる、大きな事業になってくるとは思うのですが、ハード事業、それからソフト事業も対象といたしました地方債措置を継続することができるようになります。

（4）番の過疎対策目標の見直しでございますが、今後、この目標の項目について、今までは、産業の振興とか生活環境の整備、それとか教育振興、医療の確保、そういった部分もございましたが、それに加えて、人材の確保・育成（関係人口の確保を含む）、それから情報通信技術の活用による地域の情報化、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用推進等が、新たに追加になったような状況でございます。

それで、（5）番でございます。この過疎法による施策を裏づけしていただけるような財源を求めるために（5）番の過疎地域持続的発展市町村計画というのが必要になってきます。これは、過疎地域の市町村が、県が定める持続的発展方針に基づきまして、当該市町村の議会の議決を経て、過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができるということになりますので、本6月は、まだちょっと市町村計画ができてないので、次の9月に、議案として上げさせていただくような格好になります。

それが、3番の過疎計画策定に係るスケジュールでございます。現在、県のほうといたしましても、県は独自で過疎方針を策定しております。これも、国への事前協議が必要でございます。同時進行で作業を進めているような状況でございます。本市におきまして、策定作業を今現在つくっているような状況でございます。そして、たたき台の部分を7月～8月、県に事前協議を行いまして、その後、鳥取市の地域振興会議へ説明いたしまして、9月議会にて、本過疎計画を提出させていただくような予定でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。県の定める過疎方針について、県は県で議決事項にならないのか分かりますでしょうか。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 地域振興課、漆原でございます。県の過疎方針も、ちょっと先ほども説明させていただいたように、同じような形で、9月の議会に県の過疎方針を出そうとしております。その辺もお互いに連携を取り合いながら、県のほうからのお墨つき

を頂きながら、うちのほうといたしましても同時進行で、9月議会で上程させていただくような形になってくるかとは思われます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。そうしますと、9月の議会が並んだときに、県より先に、市の議会のほうが議決事項として取り扱えるのか、その点は問題ないのでしょうか。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 地域振興課、漆原でございます。今ちょっと確認したところ、その県の議決の日程に合わせまして、うちのほうも、その辺を調整させていただくような形になるということでございます。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員、よろしいですか。はい。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 新市域新興ビジョンの改訂について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、新市域振興ビジョンの改訂についての説明を、執行部お願いします。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 地域振興課、漆原でございます。ページは、4ページでございます。新市域振興ビジョンの改訂についてでございます。

新市域の10年先を見据えた将来像を描いたような地域振興、協働のまちづくりなどの方向性を定めます新市域振興ビジョンでございますけれども、これにつきましては、平成26年度に策定いたしまして、令和5年度までの10年間を期間といたしまして、ビジョンを定めておるところでございます。平成30年の7月にも改訂分がございまして、委員の皆様には冊子として配付いたしますとともに、ホームページにも、現在公開しているようなところでございます。

この改訂の趣旨でございますけれども、第11次の総合計画策定に伴いまして、鳥取市総合計画との整合を図るといったことが大変重要でございます。そして、ビジョン策定から令和2年度までの成果が記載されておられませんので、それを記載する、さらには、新たな課題を盛り込むために改訂を行うものでございます。

主な改訂の内容といたしましては、ビジョンの位置づけを、今までは、鳥取市総合計画策定時に改めて検討といった文言がございましたけれども、これを目標期間満了までに検討といったような形で修正させていただきたいと思っております。そして、まちづくりの成果でございますが、高速道路ネットワークの整備、この部分につきましては、山陰道鳥取西道路の全線開通が今まで入っておりませんので、それを追記させていただきます。生活交通の維持・確保につきましては、共助交通の推進といったようなものを追記いたします。そして、CATVの整備網、これにつきましては、超高速通信網（光ファイバー網）の更新を併せて追記いたします。③の、明るく夢の持てるまちづくりでございますが、新たな魅力の活用といった部分につきましては、高



速道路ネットワークの整備や、山陰海岸ジオパークによる観光振興についてを追記したいと思えます。④の、これからのまちづくりでございますけれども、第10次鳥取市総合計画の5つの柱を、第11次鳥取市総合計画の3つの柱に修正いたしまして、それに伴う事業、これの組替えを行っております。併せて、第2期鳥取市創生総合戦略概要に修正いたしました。それが、下の段でございます5つの柱から、この3つの柱に変わったというようなところを修正していきたいと思っております。

改訂時期は、令和3年7月を予定いたしまして、ホームページにも掲載させていただくとともに、委員の皆様にも、その冊子を併せて配付したいと現在考えているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。すみません。このたび改訂されるものの中に、令和2年度までの成果を記載するとあるんですけども、これは、どういうふうな形で成果というものが記載されるのか、別に数値目標があるものではないように見ているんですね、いろんなことの。だから、成果っていうのは、文章で書かれるってことですか。何か、どういうふうな形で出てくるのかなと思うんですけど、そこを教えていただけませんか。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。

◆吉野恭介委員長 漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 地域振興課、漆原でございます。今、伊藤副委員長がおっしゃったとおりで、文章による修正というような形になるかと、修正というか、成果を発表させていただくという形になると思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この改訂版には、文章で成果が出てくると。それで、各総合支所ごとに、ホームページで、この新市域振興ビジョンの何か毎年の評価みたいな、トータルかな、何かそういうのが出てくるんですね、短期・中期・長期だとか、何かいろいろそうやって書かれてて。あれとの関係性でいくと、今度改訂版に載せられる成果っていうのは、どういうふうに捉えたらいいんでしょうか。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 地域振興課、漆原でございます。伊藤副委員長がおっしゃっているのは、この横のこの手ですね、これも併せて修正するような、修正というか、追記とか評価の部分につきましても、併せて改正させていただくような形になると思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。だから、それも追記なり改正されるんだけど、それは、あくまでもホームページ上で見るものであって、この冊子で改訂される分とは違うものだというふうに思っとけばいいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、漆原次長。

○漆原利明市民生活部次長兼地域振興課長 地域振興課、漆原でございます。そのホームページと、それから冊子とは、やはり出る時点が、やはり違ってくると思われまので、ホームページがいつも新しい時点のものだと思っただけであれば結構かなと思います。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 公用車物損事故について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、公用車物損事故についての説明を執行部お願いします。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。環境局生活環境課、国森でございます。公用車の物損事故につきまして報告いたします。なお、この案件につきましては、まだ示談に至っていない状況でございます。現在までの状況について報告させていただきます。

事故の概要でございます。発生日時は、令和3年3月21日日曜日でございます。午後2時50分頃ということで、場所は、鳥取市福部町湯山地内ということですが、6の位置図のとおりでございますけれども、市道箭溪山湯山線のこの地図の真ん中辺り、道横の果樹園でございます。相手方は、鳥取市内の方でございます。車両は、廃棄物対策課所管の軽トラックでございます。概要としましては、彼岸時期の市営墓地の巡視のために、福部墓苑へ走行中、向かっているときに、運転操作を誤りまして、相手方所有の果樹園に公用車が転落してしまったものでございます。果樹園内の梨の枝、同園内の防護柵と、あと市道の側溝と、あと公用車の破損でございます。職員に、けがのほうはございませんでした。

現在の状況でございますけれども、7の賠償及び修繕のところでございます。はい。相手方の果樹園に対する対応ですけれども、本市加入の自動車損害共済の損害賠償共済で対応する予定としております。現在のところ、保険会社と相手方で賠償額を調整中の段階でございます。

続きまして、次の6ページでございます。公用車の損害につきましては、車両共済対応で、既にもう修繕済みでございます。

（3）です。市道の道路側溝につきましても、施設修繕費にて対応しておりまして、もう既に修繕済みでございます。はい。

今回の事故の発生を受けまして、職場でのミーティング等機会を通して、交通安全啓発等を行うなど、事故防止の注意喚起を図ってまいります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

委員の皆様から質疑、御意見ございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。職員の方にけががなく、不幸中の幸いという言い方もできるのかなというところですが、彼岸時期の巡視ということですけども、こういうのは、土・日関係なく出られてるような勤務状態なんでしょうか。

○国森加津恵環境局長兼環境課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい、国森です。はい。ちょうど彼岸の日曜日ですね、前日が中日で、その次が日曜日ということで、集中しているときっていいですか、そういうようなとき、最終日に巡視を行ったところですよ。そういう中で、路面がちょうどぬれていたような状況もありまして、こういう事故に至ったということでございます。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部、鹿田でございます。私が、現地での対応、事故でございます。若干補足して説明いたします。先ほど加嶋委員からもお尋ねがございましたが、こういうものかというお尋ねでございます。彼岸・お盆、お参りに来られます際に、お供え物を持って見えられるんですけども、やはり、市営墓地の場合、お持ち帰りいただくということをお願いしております。それで、お持ち帰りいただく際に、持って帰っていただければいいんですけども、そうはいつでもということで、ごみ箱、これを市営墓地、市内の全ての市営墓地に置いておりまして、そうしますと、やはり、それほど大きなものではないので、あふれてしまふとか、そういったようなことがございます。したがって、お盆の3日、4日、あるいは、お彼岸の2日間、計7日、8日ですか、年間こういった場合、ごみを集めて回るということを職員がやっておるといふ現状がございます。当然、利用者が多いので、そういうちゃんときれいに使っていただけるかどうかという監視というか、巡視も含めてですけども、主たる目的はごみの集めと。

それで、さっき局長が申し上げましたが、この日が日曜で、前日もあったものですから、職員が早朝より、かなり市内各所を回っておったということもありまして、午後の少し遅い時間といったようなことでの事故の発生があったということでございます。それで、これは職員が1人で行動しておったものですから、今後の対応として、また、お盆参りますけども、その際には2人体制にするであるとか、午前・午後で職員を替えるとか、そういったことの対応で、単に過重労働にならないようにということの配慮はしなければということで、引継ぎはしておるところです。曜日にかかわらずお盆・彼岸参りますので、関係なしで職員対応しているということで、御理解いただければと思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

◆石田憲太郎委員 いいかな。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 これは、過重で何か疲れとか、何かそういうことで起きた事故になるんですか。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部、鹿田でございます。居眠りであったとか、そうとか、そういうところまでは自覚はなかったようですが、運転操作を若干誤ったのかなというところで、本人も申しております。意識がなかったとかあったとか、そういうところではないんですけど、こちらが察するに、朝早くから、各地点々と回っておったということで、いろんな事情を聞く中で、そうではなかったのかなというのが結論でございます。したがって、局長申し上げました、私も申し上げましたけど、再発防止の際に、そういったような観点から、次に向かっていこうかということで、話をしているところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。ちょっとそういうような説明がされたもので、そういうことだったのかなと、ちょっと気になったものですが、気になったといえますか、もし、仮にそうであれば、かなり大きな原因だろうなという、問題で、今後の部分についても問題意識を持っていかないけん課題だろうなというふうに思いますので、その辺については、ちょっとしっかりもう一遍、原因なり何なり調べていただいて、今後につながっていくような形で、その辺りは対応していただきたいと思いますというふうに思います。

○鹿田哲生市民生活部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、鹿田部長。

○鹿田哲生市民生活部長 はい。市民生活部、鹿田でございます。御意見ありがとうございます。日頃から、そういう業務であれば、それ相応の対応といえますか、そういったことができたんですけど、平素は事務仕事をしておる中で、年に数回こういった業務をしているということで、やはり、本人も早く片づけなければいけないと。以前も、そういうそのごみを早く始末しろというような苦情もいただいていると。そういった中で、早め早めの対応ということで、休みの日であろうがかかわらず対応しているといったような状況がございますが、その一方で、そういった負担にならないようにといったような体制も必要かと思えます。十分配慮して、業務命令発出するように対応したいと思っております。御意見ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい、そのほか。

◆秋山智博委員 ちょっと1点。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 すみません。細かい部分ですが、この車が転落って書いてあるので、横転のことなんでしょうか、あるいは、ちょっとずるずると坂道を下ってしまったということなのか。それと、今後は複数で当たりたいというお話がありましたが、今回の場合、例えばこの福部町湯山内ということで、私は、例えば、うちの気高町にもたしかあると思うんですが、やはりその際には、地元の総合支所の職員と一緒に回られるのがいいんじゃないかなと、多分、地理的にも状況に詳しいんだろうと思ったりもします。今たまたま、前の福部の福支所長さんおられ

ますので、そのほうが、何かと安全対策等々にも、かなり有効ではないかなと、ちょっとお話を聞いて思ったところですが、もしよかったら御感想をお願いいたします。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 いいですか、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、国森局長。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 はい。御意見ありがとうございます。今後の在り方につきましても、関係機関と支所等とも協議をしながら進めてまいりたいと思います。

◆秋山智博委員 これ、転落は。

○国森加津恵環境局長兼生活環境課長 車の転落につきましては、道からこう流れるような形で、横転とかではなくて、流れるような形で果樹園に突っ込んだような、はい、形です。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかございますか。

（「いいです、はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めて、これで、市民生活部を終わりたいと思います。ありがとうございました。

（ ） ありがとうございました。

◆吉野恭介委員長 では、執行部の入れ替わりをお願いします。

#### 【選挙管理委員会】・【出納室】

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、そろわれましたので、会議を再開いたします。選挙管理委員会、出納室に入ります。

まず初めに、小嶋選挙管理委員会事務局長、中村会計管理者に御挨拶をいただいた後で、4月の人事異動で異動されました執行部の方に自己紹介をお願いしたいと思います。はい、小嶋室長、局長。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。失礼いたします。この、本年4月1日に、選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました小嶋宏と申します。どうかよろしくをお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい、中村室長、管理者。

○中村理人会計管理者 このたびの4月の人事異動に伴いまして、会計管理者兼出納室長を拝命いたしました中村理人です。よろしくをお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 順次お願いします。

○馬場睦雄選挙管理委員会事務局次長 このたび、選挙管理委員会の事務局次長を拝命いたしました馬場睦雄と申します。よろしく申し上げます。

◆吉野恭介委員長 お願いいたします。

○毛利 元市議会事務局議事係長 以上で、はい。

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、早速、御挨拶を。

#### 報告第3号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速報告に入ります。まず、報告第3号繰越明許費繰越計算書について、執行部説明をお願いいたします。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、小嶋事務局長。

○小嶋 宏選挙管理委員会事務局長 はい。失礼いたします。6月市議会定例会の付議案の48ページを御覧いただきたいと思います。この48ページの上から5つ目、4選挙費、選挙用品整備費でございます。本年2月議会におきまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国の第3次補正でございますけれども、これを活用いたしまして、投票所等で使用する衛生用品や接触機会削減の機器を購入するため、989万6,000円の予算を計上させていただきました。そのうち、108万4,895円を令和3年度に繰り越すものでございます。令和2年度中に、この予算の中で、投票用紙自動交付機29台、861万3,000円、マスクとアルコール消毒液を入れるスプレーボトル、これは容器のみでございますけれども、これらの消耗品17万1,105円、合わせまして、878万4,105円を執行済みということでございます。先ほど申し上げましたように、その残りの108万余りを繰越しをさせていただくというものでございます。この繰り越しました予算で、令和3年度中に、アルコール消毒液、飛沫防止ビニール、フェイスシールド、鉛筆、鉛筆立て、鉛筆返却用の籠など、選挙における感染防止対策用消耗品を購入することとしております。既に約7割程度を、既に執行済みということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

じゃあ、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしと認めます。

#### 歳入歳出外現金の不明金に関する報告（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 続いて、歳入歳出外現金の不明金に関する報告を執行部お願いいたします。はい、中村室長。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。

◆吉野恭介委員長 管理者。

○中村理人会計管理者 はい。そうしますと、お手元の資料を準備させていただいております。歳入歳出外現金の不明金に関する報告ということで、資料を出させていただきました。歳入歳出外現金、いわゆる会計外現金と言ってますが、検査契約課、収納推進課、財産経営課担当分のもので、経緯が不明な現金がありますので、これについて御報告をさせていただきます。

原因としましては、財務会計システムの移行といったものが起因しているものと思っております。現在の財務会計システムというのは、平成22年度～23年にかけて更新していたところですが、それに対して、その移行に対して起因が生じているということと思われまます。旧システムですが、歳計外現金の受入れと払出しのデータがリンクしていなかったこと、それから、担当課が、担当分の歳計外現金をそれぞれ管理していたということ、それから、旧システムでは、年度繰越時の際に、全庁分一括して繰り越していたということで、これについては、新システムでは、受入れと払出しのデータが1対1で対応されることとなっております、所管課

の設定も可能となっております。旧システムから新システムにデータを移行して繰越しを行ったときに、出納室が、担当課別に繰越データを作成したのが、課の一括データとして作成しておりまして、個別具体的な合算元が分かるような形では登録されてないままで移行しているといったことがあります。

経緯としまして、まず、検査契約課の契約保証金の不明について、平成30年5月に、検査契約課からの連絡で分かりました。金額としましては、964万8,253円ということです。財務会計システムで、平成22年度以前の契約保証金の未返還金として、今の金額というのを毎年繰り越されていましたが、これが、どうも検査契約課では由来するものではないということで、確認してほしいといったことがありました。

調査をした結果、平成18年に、検査契約課が設置されてから、工事に係る契約の全て、検査契約課が行ってございましたけども、改めて全件チェックしたけれども、全て適切に処理されていたということです。当時の出納室と検査契約課とのいろいろとやり取りもあったりするということもあったようですが、そのやり取りも、ちょっとそごがあったのではないかなというようなことを考えております。ほかにも、保証金や敷金、それから歳計外現金で運用している部署にも、照会をかけたりして調査をしたりはしたんですが、いずれも正確に処理をされていたということだったということです。そのほかにも、歳計外現金を所管する部署にも確認したけれども、いずれも過不足はないと、いずれも収支に過不足はないということだったということです。調査するにしましても、システム移行に関する出納関係の文書というのは、保存年限を全て終えて廃棄されていたということもありまして、また、旧サーバーも、なかなか起動もできず、それも確認できることができなかったということで、結果、いずれの部署でも過不足なく遂行されていたということで、その契約保証金として繰り越されてきたという経緯、964万8,253円については、経緯が判明しなかったというのが、一応結論でございます。

それから、3番目なんですけど、これは、またちょっと遡りまして、収納推進課の差押金の不明金ということで、138万200円ということでありまして。平成26年に、出納室で平成22年以前分の差押金残余の未返還金ということで、138万200円が存在することを発見し、徴収課、当時の徴収課ということで調査した結果、調査することとなったということです。この差押金の残余というのは、差押金を未収の税・料に充当した残りのことで、これは、納税義務者に返還するものであります。それがそのままになっていたというものであるということで、調査をさせていただいたということです。

その調査内容ですけども、当然、差押返還金が生じた場合は、徴収課担当課で、対象者に通知するとともに、支払い命令書を出納室に提出し、出納室に受け取りにきてもらっているということで、いろいろやり取りをしているところではありますけど、ここも処理の食い違い等ありまして、新財務会計システムになる前は、そういった払出し命令書のやり取りといったことも、当然行っていたということですが、そういった中で、いろんな保管してある支払い調書を確認したけれども、税に未充当の可能性のあるものは確認されなかったということで、また22年度以前の返還金払出しに関する書類といったものも廃棄しているために、対象者の把握もできていないと、できなかったということです。差押金の残高が生じる可能性のある下水道経営課とか、

国保の保険年金課とか、そういったものを確認しましたけども、未充当は生じていないということだということで、調査の結果としましても、この新財務会計システムに引き継いだ138万200円というのが、根拠となる資料が見当たらず、詳細は判明していないということでありませう。

4つ目としましては、これも財産経営課の不明金ということで、これ300円ということで、こちらについても調査しましたけども、経緯は分からなかったということになっております。

今後の対応ということでもありますけども、いずれも、平成22年度以前に生じた歳計外の不明金ということでありまして、これらの債務が生じてからこの3月31日で、少なくとも10年を経過しております。民法でいう請求権の時効といったものが発生しております。最大で10年ということでありまして、令和3年3月31日で、全ての債権については時効年限が到来したということでもあります。

これらについては私債権ということでもありますので、時効年限の到来だけでは債権は消滅しないために、時効の援用を行う必要があります。今年度以降、一般会計の雑入として、これらの歳計外の不明金というものを計上した上で、債権者から、もし債権者から請求があった時点で、時効の援用を行ったり、また、どうしても、調査した結果、請求に値するようなものであれば、これは、その時点で予算化するといったような措置を取っていくということで、今後の方向性を考えていくということにして、このままほっといておいても、ずっと残っておるということもありますので、こういった処置を取らせていただくということで、御報告をさせていただきます。

なお、それ以降のことですね、それ以降の残余金と申しますか、残余金じゃないですか、不明金というものは、システムが移行された以降は、1対1の課も特定されと申すということで、これについては、もう既に何もありませんので、今後については、この処理をさせていただくことによって、改めてちゃんとした、しっかりとした管理をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。説明をいただきました。

本日は、該当の部署の検査契約課、財産経営課、収納推進課の方にも、管理者の方に来ていただいておりますので、もし、委員の皆様から質疑、御意見あれば、答えていただけると申しますので、よろしくお願ひいたします。質疑、御意見ありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。報告をいただきました。もう大分時間が経過していることなので、今からもう、でも調べられた結果、突き止められないものに対してどうこうはないんですけども、結果、さきのほうで、項目2のほうの964万8,253円の行方というか、最終的にどう処理される見込みなのか、それを決めるのはどこなのかということも教えていただけますでしょうか。

◆吉野恭介委員長 はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい、中村です。この964万8,253円を含めて、先ほど言いました全ての1,102万8,753円は一般会計の雑入ということで、歳入で一括して計上したいということにしております。いずれにしても、その中身が全然分からないので、ひとまず一般会計の中に繰



り入れておくということ、歳入として上げるということで処置をしたいというふうに考えております。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えいただきました。中身が分からないものが雑入になるというところが、私も公務員として働いたことがないのでちょっと分からないんですけども、行方が分からないのであれば、市民に還付されるべき税という見方もできるんでないかと思いますが、その点はどうなんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。そうですね。中身、まず、歳計外に入れるということは、一時的に繰り入れて、歳計外の中に入れて、いずれは活用するという形のもので、本来ならば、その活用方法というのは決まっておるわけなので、本来なら、その方たちに返すべきもののために置いておくものではないかなというふうに思っておりますので、これを広く、何でしょうね、税を返すような形で扱うことは、今は考えてないです。はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか。

◆秋山智博委員 ちょっと、はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 今ずっと一覧を説明してもらったけど、ちょっともう一度教えてほしいのは、最初の1ページにある2番目の経過のところ、知りたいのは大体どういう方が該当になる話なのかというのが知りたいんですが、この契約保証金の未返却分ということですが、これは、どういう方が該当になるということ、全ての契約、この公契約をされたのが全部対象だということなのか、そしてまた、これは今日の報告があったんですが、どの、どんな格好で、市民の皆さん、あるいはこの該当となるであろう方々には、どういう形でこういう自分が該当しとるかも分からんちゃんで思うのであれば、申し出て下さいというふうなことを、どのようにして受けていかれるのか。これの公表の仕方についても、どんな形になるのか聞かせていただきたいなと思います。

◆吉野恭介委員長 中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。管理者、中村です。契約保証金ということの、もうそのものことだと思いますので、これは、基本的には、工事のための工事の保証金ということになります。それを預けておいて、工事が完成したら戻してもらおうと、会社に戻すということで、対象者はやっぱり会社といいますか、企業、民間の企業さんになります。それ以上の話はないですから。はい。はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 工事って、だけえ、どんな工事ですかいな。土木工事だ、何だかんだ、もうたくさんありますが。うん。そうすると、ある程度対象となるであろう方たちは限定されてくるんですか。今、もう一つは尋ねた、その公表の仕方をどんな形なのかということだが。

○中村理人会計管理者 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。工事ですので、別に下水なり、その普通の災害の工事なり、全ての工事が対象になりまして、その際には、契約によって契約保証金を払うと、払って担保を取るような形になりますので、言われるように、どの工事と言われて、本来ならば、その工事とその金額と払い額と、それから担当部署というのが、ちゃんとしっかりとリンクして把握されていなければいけないというものだと思います、当然ながら。ですので、今だったら、どんな工事をして、こんな契約保証金を払われたということであれば、それは把握できます。ただ歳計、このたびの説明の中では、そもそもの新システムに移行したときに、しっかりとそこがリンクできてないことであって、出納室のほうも把握しているのが、もう一括した金額しか把握していないというような状況のまま新システムに移行したので、それをちょっと今、どの工事がどういう、どの工事の保証金だとかというようなことで調査をしたんですけども、そこには、そごがなかったということの結果が出たんで、そういったところによって、今はちょっと不明だということ、このたびの、もう何でしょうね、細かい個別具体的なものというのは分からないまま、歳入として計上しようかなということでもあります。

それから、公表にするにしても、特定できないといいますか、その10年前の、もしかしたらそのもっと前のものかも分かりませんので、もっと言うと、もう合併前の話かも分かりませんし、そういったところで公表するにしても、なかなかちょっと難しいし、したとしても、基本的には公表するというような形は取ろうとは思っていないということでもあります。公表といいますか、すみません、募集、こういったものがありますけどということで、広く一般に広報するというようなことはしないということで、報道ということでは、もしかしたら出るかも分かりませんが、現在、うちとしては、そこまでは考えてないということです。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 だけど、公表というか、こういうものが、土木工事に関連してということなので、指名業者というか、多分、ある程度限定はされてくるんであらうと思いますが、だけえ、今、こういう状態のものがあるので、該当すると思われる人は申し出て下さいぐらいは、ならんのですかいな。そこがちょっとよく分からんな。公表をしなくても済む事柄になるんですか。

◆吉野恭介委員長 はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。公表、その該当、思いのある人はということでは、はい、ちょっと出納室としては、ちょっとそこまでは出す予定はないんですけども、個別具体的なものが、はっきりとその保証金かどうかっていうことも分かっていたら、ある程度限定されるといいますか、個別具体的に、ある程度のものが分かる範囲であれば、公表するにし

ても、ちょっと広く一般にというよりも、そうですね、現在のところは、ちょっとする予定はないということですね。

◆秋山智博委員 いや、もう一回。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 今回の答弁で問題はないということでもいいんですかいな。

○中村理人会計管理者 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 会計管理者、中村です。ちょっと、うちのほうが会計、出納室のほうがそれを言っていていかどうかちょっと分からないですけども、基本的には、現在もうちょっと既に時効が生じているといったところもありまして、期間的にですね、期間が生じてきたところもありまして、ただ、該当のある方はと言われても、やはり、ちょっとそこでまたちょっと多分、調査をするなり、そうですね、多分、援用を多分するというので今考えておりますので、仮に、該当のある方というふう呼び出しても、既にもう10年の時効があるということで対応していくということで、今考えておるところです。

◆秋山智博委員 いやいや、何でだ。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。いや、私が尋ねておるのは、今日の委員会で、このような形でこういう事案の報告をされた。これで、もう一件落着というのが行政の形ですかということをおっしゃるんです。

○中村理人会計管理者 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。議員さんが言われることは、多分分かっているところです。ただ、現在調査して調べて、いろいろ結果として、本当にこの歳計外現金の中身、物自体が何かというのが全く今、全然つかめていないので、その全くつかめてない中で、調査は、ある程度もう既にもうやり遂げたというふうに思っておりますので、その結果を踏まえた上で、このたび報告させていただいたということで、あと、そういった中で、今後こういった方向性で取り組んでいきたいということを報告させてもらったというのが、このたびの報告の内容です。

◆秋山智博委員 まあ。

◆吉野恭介委員長 秋山委員。

◆秋山智博委員 ちょっと、私はちょっと合点がいきませんが、もう今日のところは、これはこれでよししておきます。

◆吉野恭介委員長 検査契約の下田次長、何か補足がありますか。はい、下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。今、2番のところ、契約保証金という限定的な表現にはなっているんですけども、これが、契約保証金であるかどうかということも含めて、定かではない部分がございます。それが1点です。

あと、検査契約課の話をさせていただきますと、平成18年に設置されましたけれども、その後の部分についての工事に対する契約保証金を受け入れて、工事完了時に工事代金の支払いと

同時に、契約保証金もお返ししたということについては、確認が取れておるところでございます。それ以前のものということになりますと、果たして、どこの担当部署が契約保証金として運用を受けてというものなのかも分かりませんし、はたまた、契約保証金が工事のものなのか、それ以外の契約のものなのかということも、今のところ調査の結果、明確ではなかったということもございますので、そのものを、相手先を限定するとか、広くこういうものがありますので、該当の方がいらっしゃいませんかというようなことをお知らせするという事は、現段階では賢明ではない、このまま、一般会計に雑入として繰り入れさせていただくという処理をさせていただくのが、現段階では一番の確な処理ではないかと考えているところです。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。そのほか質疑、御意見ありますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 もう一度確認なんですけど、その検査契約課の調査内容のところに書かれてある、改めて全件チェックしたけど、適切に処理されていたというのは、あくまでも、その平成18年以降の分だということですねということと、あと、その契約保証金ってあるけど、これが本当にそうなのかどうかっていうのは定かではないということと、あと、もう一つ、先ほど中村管理者のほうから、平成22年度以前っていうことなので、もしかしたら、合併前のことかもしれんみたいな、合併前っていう話も出たんですけれども、もう何せ古い話なので、その合併のときに、例えばですよ、その契約保証金なるものの会計上のそれが、合併とともにこう移ってきたことがあったかもしれないけれども、それは、検査契約課ができる前の話なので、そういうことまではもう分からないっていうことなのでしょうかと、ちょっと、改めてその確認させてください。

◆吉野恭介委員長 はい、下田次長。

○下田俊介総務部次長兼検査契約課長 はい。検査契約課、下田です。まず、平成18年以降のもの、調査をしたものについてですが、平成18年以降の検査契約課が設置されて以降のものというところでございます。

契約保証金かどうか分からないということですが、以前のシステムで、歳計外現金を管理している項目が保証金というような扱いで、1つの、1対1ではなくて1つの大きな契約保証金という財布の中に、いろんなところの保証金が入られて、またその財布の中から保証金で預けているものを、いろんなところが入れたであろう、いろんな所属が引き出していたというような形になっているシステムであったように記憶をしております。そのために、本当に工事の契約保証金であるのか、ほかの保証金であるのか、はたまた、何かしらの手違いで、保証金のところに別の科目で入れなければならないお金を、そこにひもづけて入れてしまって、本来払わなければならない財布から出したがために、保証金のところのほうにお金が余ってしまったというようなことが発生しているのかということも、可能性としてはないわけではないかなというふうに思っています。

合併時のお話がありました。確かに、合併のタイミングで、工事を施工中であった合併町村の中に、保証金を預かっていたということは可能性として十分考えられます。そのものについ

ては、新鳥取市の歳計外に引き継いだという処理がされているというふうに認識をしています。その際に、支払いの際に、どの、もしかしたら、担当者が歳計外で払わなければならないお金を歳計のほう、一般会計なりからの支払いをしてしまって、歳計外現金という形のところにお金が残ってしまったというようなことも、可能性としてはひょっとしたらあるのかもしれないということがあります。ただ、いかんせん、十何年以上前の話ですので、そこまで調べることもできませんし、書類も残っていないのでということはあると思いますので、実際に、どういうお金のなか、もうこのお金が本当に誰のものなのか、どういう経緯でこの1,000万近いお金がプールされてしまって、今まで引き継がれてしまったのかということ、なかなか調べることができなかったということだと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。じゃ、すみません。次、収納推進課の分なんですけど、調査内容に、平成26年中に、平成26年に、何かおかしいよっていうことを、これは出納室が発見したわけなんですけど、その平成26年中に、保管してある支払い調書を確認したが、税に未充当の可能性のあるものは確認できなかったって書いてあるんですけど、平成26年のときには、一応その、どれだけ前の人の支払い調書が確認できたんでしょうか。一応その平成22年度以前の分で、これだけ残余があるよっていうことになってるので、この平成26年中には、どれだけ遡って確認されたのか教えてください。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい。収納推進課、吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。収納推進課、吉田でございます。はい。平成26年に調査した際には、財務会計の導入後、平成15年度という具合に記憶しておりますけども、その以降のその歳入歳出外現金の伝票、収入、入ってきた伝票と、それと、実際、税金に充てる伝票、ただ、残余金がある場合は、支払いをかける伝票、それらを突合して、全て支払い手続がなされていたという具合に、出納室のほうに報告してるという具合に、報告をしたという具合に聞いております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。平成15年以降の分ですか。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。平成15年度分以降。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そうしましたら、平成26年のときには、平成15年度分以降の、その支払い調書の確認ができた。それで、現在は、平成22年度以前の分は書類がないので、返還金払出しに関する書類は廃棄してるので、その対象者は把握できないってあるんですけど、結局、その文書保存というのは、10年間っていうことですか。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。収納推進課、吉田でございます。支払いの支出の伺いの伝票というのは、全部が残ってるんですが、実際払われたかどうか、支出の、出納室に伝票を下ろしております。これは、10年。そこから払われたかどうかという伝票については、5年、出納室が払うと5年保存ということになっておるので、実際払われているかどうかというのは分からないというのが状況でございます。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。ということは、返還分がある人は、一応10年間分かるけど、実際、その人に払ったかどうかというの、5年分しか保存しないから、その分しか分からないってことですか。

（「そういうことになります。」と呼ぶ者あり）

◆伊藤幾子副委員長 そういうこと。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そうしたら、すみません。うーん、ああ、そうか。だから、今は平成22年度以降の分なら分かるけど、それより古いものは分からんってことなんですね。26年におかしって発見されて、調査をされたんですけども、分からんかったと。確認、いろいろ確認したけど分からんかったってことなんですけど、そういったことがある中でも、年数が来たら、書類っていうものは廃棄していくもんなんじゃないですか。

◆吉野恭介委員長 はい、井上補佐。

○井上拓也出納室室長補佐 はい。すみません。出納室、井上です。このタイミングでなかった、これ以降に、同じような状況は生じてませんので、その後に、同じような状況のものを保存する必要っていうのは、当然なかったんですが、この時点で廃棄してたものなので、今確認できるものは全て確認できたが、それ以前のもので、既にもう廃棄されてたので、保存、もう保存、実質的には保存できてなかった、できなかったということになるんですけど、取っておこうにも、もうなかったということだったんだと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長、どうですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。ちょっと、はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。取ろうにももうなかったってことで、要は、やっぱり一番の大きな理由っていうのは、古いシステムから新しいシステムに変えたことによるものなのか、それとも、そうじゃない理由が、理由っていうか、要因かな、があるのかっていう、ちょっとそこはどうなんでしょう。

◆吉野恭介委員長 はい、中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。会計管理者、中村です。やっぱり、システムに頼っているところもあるんですけども、受入れと払出しが直接連携してないっていったところで、やっぱり発生したものだということなので、やっぱり管理において、やはり適切ではなかったのではないかなということは思われます。

◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 今のお話を聞いてて、私が、以前経験した、思い出しました。市のほうから、100円還付するから手続してくれっていうような案内が大分昔あったんですけども、もう100円ぐらいのことだから、面倒くさいからそのまま放置してた記憶があるんですね。そういう人たちのお金も、多分この中にたまっているのじゃないかと、私なりに思うんですけども、そういうケースってありますか。

◆吉野恭介委員長 中村管理者。

○中村理人会計管理者 はい。管理者、中村です。それはあると思います。例えば、もう亡くなられたとか、本人さんが亡くなられたとか、そういうこともあったりもすると思いますし、いろんなケースが発生して、分かっているのだけでも、取りに来られなかったというようなこと、そういった方もあるとは思いますが。

◆砂田典男委員 いいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、砂田委員。

◆砂田典男委員 私のケースも含めて、多分そのような方がたくさんいらっしゃると思うんですね。金額が少額だから、私の場合も、市に寄附するような気持ちで返還の手続をしなかったっていう、私自身のミスもあるんでしょうけど、それが多分、こうやって累積した金額になったんじゃないかと思って、今聞いてみました。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。

◆石田憲太郎委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません。ちょっと1点だけ聞かせてください。私もちょっとよく理解してない部分があると思うので、今後の対応の部分でありますけども、今日に至るまで、特に申出というか請求もなかったということをお考えますと、今後も、恐らく、これは想定ですけども、もう請求ということは出てこないのではないかなっていうことを思うわけでありまして、仮に、今後債権者からの請求というものがあった場合に、現状、その中身詳細が、今ここでは全然分からない中で、これだけのものがあるということで、例えば請求が、申出があったときに、それが事実なのかどうなのかとかいうのは、じゃあどういうふうに調べるものですか。私ちょっとその辺りがよく分からないもので、聞かせてください。

○井上拓也出納室室長補佐 私のほうが。

◆吉野恭介委員長 はい、井上補佐。

○井上拓也出納室室長補佐 はい。出納室、井上です。やはり、これは請求があっても分からないということで、まずは、もう鳥取市としては、時効の援用を鳥取市としてさせていただきます。時効の援用が、もし不服であったりとか、証拠書類を手元に持っておられて、それを請求したいということがある場合には、先ほど、まず時効の援用というお話ししましたが、その請求書類が非常に確からしくて、どうしてもこれは返すべきものだということであれば、要はこれ、自動的に時効が成立しない私債権ですので、お返しすることもできるということはあるんですけど、まずはその内容を見て、本当にこれはお返しすべきものだ、誰がどう見ても判断できると、我々が判断したら、当然お返しすることになるんだろうと思いますが、恐らくは、

まずは時効の援用というのが第一の手段になると思います。その時効の援用を行った際に、先方の債権者であるって思われる方が、いや、これは、やはり請求という、支払うべきだということで、訴訟なり何なり請求を法的にされた場合に、こちらとしても、証拠書類がない中での裁判になってしまいますので、どういう結論が出るかは分かりませんが、その結論が、支払うべきという結論になったとしたら、それは、その際に予算化をして、その結論に対して支払いということを起こすというような格好になるのではないかなというふうに考えております。あくまでも、自動的にというよりは、支払うべきと判断されたら支払うということかなと考えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。分かりました。明らかに、多分その場合は、請求側のほうが、それなりの証拠になるようなものを、帳簿なり書面なりっていうもので示して、こうなんですっていうことでの請求になるかと思うんですけども、それが、明らかに確かなものかというところの判断というのは、例えば、こういうものがあって、明らかに、これこれこれがあったら、もうこれは、確かにそういう証拠としていいですか、判断できるというようなものというのは、こういうものが要するというものは、ある程度、これをもって、この請求は確かな請求であろうというふうに判断できるという、そういう基準、物差しっていうものはあるんですかね。

○井上拓也出納室室長補佐 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、井上補佐。

○井上拓也出納室室長補佐 実は、昨日、おととい、今日と、ちょっと考えてみたんですけど、そういった、要は、請求者側に立って考えてしまった結論として、例えば、経理簿を保存されていて、保証金を支払ったっていう記録は残ってるけど、保証金が返ってきたという記録がない、きちんとした経理簿が手元にあるというような場合に、それが、いわゆる正当なものであれば、もしかしたら、それが証拠書類の1つになるかもしれないなど、これはあくまでも例ですが、その請求者の立場に立って思った例ですが、それをもって、こちらが正しい書類ですねと言えるかどうかは何とも言えないんですが、例えば、そういったものぐらいしかないのかなというような思いつきです。すみません、思いつきで申し訳ないんですが、以上です。

◆吉野恭介委員長 石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。じゃ、その辺りについても、まだ明確なものっていうのは、その時点でないと、なかなか判断つかないっていうことになると、恐らく、仮に、そういうことが起きたとした場合、やっぱり訴訟まで行ってしまうんじゃないかなというような危惧、危惧っていいですか、そういうふうに思ったりするところです。ちょっとその辺りの状況が、今お伺いしたかったもので、ちょっと中身について聞かせてもらったところです。はい。なかなか難しい問題だなと思います。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほかいいですか。

◆伊藤幾子副委員長 もう一つ。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。



◆伊藤幾子副委員長 1つ確認で、さっき検査契約課さんのほうの契約保証金というのが、ちょっと定かじゃないって話があったので、収納推進課のほうの差押金残余というのも、これも、本当に差押さえをした残りとは、そう言えないものなのか、明らかに、でも、そうは違いますが、差押さえをした残りですと言えるのか、そこはどうでしょう。

◆吉野恭介委員長 吉田次長。

○吉田彰克税務・債権管理局次長兼収納推進課長 はい。収納推進課、吉田でございます。はい。歳入歳出外現金の項目の中には、差押金という費目とございますか、それはありますので、差押金以外のものは、まずちょっと考えにくいということがございます。その差押金が、こう入ってきた、それを実際払出しをするという部分で、当時の徴収課で、すり合わせたところが、税金には当たってる、財務的な部分は支払いはされてるというところが、15年以降のものは確認できてるのでということは、残余金として、受け取りに来られてない方がいらっしゃるんじゃないかと、その可能性が非常に高いというところがございます、それが、確実にそうかと言えば、ちょっと分からない、不明な部分も、例えば、ほかの部署で差押さえされてたものがあったりとか、そういったところがちょっと分からないものですから、あくまでも、一番可能性が高いとしたものとしては、受け取りに来られてないケースではないかというのが実情でございます。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。ほかになければ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃ、これで、質疑終わりたいと思います。

はい、じゃ、これで、選挙管理委員会事務局、出納室の報告を終わります。ありがとうございました。

では、委員の皆さん、ちょっと10分休憩を入れたいと思います。再開は4時5分にします。

午後3時55分 休憩

午後4時6分 再開

## 【その他】

### 令和3年度議会報告会・意見交換会について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ、会議を再開いたします。

それでは、今年度の議会報告会・意見交換会についてのテーマ決めということで、話し合いたいと思います。じゃあ、広報委員会の委員の加嶋委員のほうから、簡単に説明をいただいた後に、意見交換したいと思います。よろしく申し上げます。

◆加嶋辰史委員 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

- ◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。広報委員として説明をさせていただきます。令和3年度議会報告会・意見交換会を開催いたします。各常任委員会から、テーマ、意見交換の内容に適したものを案を頂きたいと思っておりますので、令和3年度こういったものが総務企画委員会のテーマとしてふさわしいのか、各委員さんから御意見を頂きたいところです。以上です。
- ◆吉野恭介委員長 委員の皆さん、加嶋委員からの御提案ですけども、はい、御意見があれば、お願いします。提案があれば、お願いします。はい、星見委員。
- ◆星見健蔵委員 総務企画という委員会ということになしに、子育てしやすいまちづくりを目指してというこのテーマの中で、一応総務企画の案として今4点上がっておりますけども、私から言えば、やはり、子供の安全ということもありますし、地域の安全、鳥取市全体の、やはり安全ということから、非常に防犯的なものが、各地域においては防犯カメラの設置等々を行っておられるような地域もありますし、こういったやっぱり防犯というところにテーマを、私は1点だけ。
- ◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。今日決めなくても、いろいろちょっと意見、思いつきでも構いませんから、意見を出してもらって、後半の委員会でも決定できればなと思っております。どうでしょうか、ほかの委員さんのほうで。はい、伊藤副委員長。
- ◆伊藤幾子副委員長 はい。ちょっと私は次回の来週の委員会で、もう一度いろいろと議論したらいいなと思うんですけど、参考としてテーマが、テーマがあるんですけど、私は限られた時間の中で意見交換をするので、より絞り込んだほうが、もうちょっと具体的なテーマにしていくほうが意見交換しやすいんじゃないかなと思うんですね。やっぱりちょっとテーマが大きければ大きいほど、いろんな話がやっぱり出てくるので、いろんな話が出てくると、今度は進行する人が、やはりどういうふうにかこうやっていけばいいのかってのが、また大変になると思うので、もうちょっと、もうちょっとこう絞り込んでもいいのかなというふうには思っていますが、来週にさせていただけたらなと思います。
- ◆吉野恭介委員長 決め方の方法論であっても構いませんので、御意見ありますか。はい。  
はい。じゃあ、より具体的なテーマでという御意見もいただきました。星見委員から、防犯という意見もありました。参考にさせていただいて、後半の委員会で、具体的なテーマを決めていきたいと思っております。できれば、各自2つぐらい意見を持って臨んでいただければと思います。よろしくをお願いします。  
それでは、今日の総務企画委員会、これで終了いたします。ありがとうございました。  
( ) ありがとうございます。

午後4時11分 閉会

# 令和3年6月定例会 総務企画委員会

## (議案説明、請願審査、報告)

日 時：令和3年6月16日(水)

午前10:00～

場 所：本庁舎7階第1委員会室

### 総務部・危機管理部

#### ◎議案【説明】

- ・議案第79号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】
- ・議案第83号 鳥取市税条例等の一部改正について
- ・議案第84号 鳥取市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- ・議案第88号 財産の取得について
- ・議案第95号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

#### ◎報告

- ・報告第3号 繰越明許費繰越計算書について  
(職員課、検査契約課、財産経営課、人権推進課、男女共同参画課、危機管理課)
- ・報告第7号 裁決の報告について(総務課)
- ・地方公会計制度に基づく統一的な基準による財務書類について(行財政改革課)
- ・鳥取市業務継続計画の策定について(危機管理課)

#### ◎請願・陳情【質疑・討論・採決】

##### <請願(新規)>

- ・令和3年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出を求める請願

↓裏面があります↓

## **企画推進部**

### **◎議案【説明】**

- ・議案第 79 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

### **◎報告**

- ・報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（政策企画課、秘書課、文化交流課、情報政策課）
- ・公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況について（政策企画課）

## **市民生活部**

### **◎議案【説明】**

- ・議案第 79 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

### **◎報告**

- ・報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（地域振興課、協働推進課、市民課）
- ・鳥取市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について（地域振興課）
- ・新市域振興ビジョンの改訂について（地域振興課）
- ・公用車物損事故について（生活環境課）

## **選挙管理委員会・出納室**

### **◎報告**

- ・報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（選挙管理委員会事務局）
- ・歳入歳出外現金の不明金に関する報告（出納室）

## **その他**

- ・令和 3 年度議会報告会・意見交換会について